

上場申請のための有価証券報告書

(I の部)



株式会社インサイト

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 業績等の概要	6
2. 生産、受注及び販売の状況	7
3. 対処すべき課題	8
4. 事業等のリスク	10
5. 経営上の重要な契約等	16
6. 研究開発活動	16
7. 財政状態及び経営成績の分析	16
第3 設備の状況	20
1. 設備投資等の概要	20
2. 主要な設備の状況	20
3. 設備の新設、除却等の計画	20
第4 提出会社の状況	21
1. 株式等の状況	21
2. 自己株式の取得等の状況	26
3. 配当政策	27
4. 株価の推移	27
5. 役員の状況	28
6. コーポレート・ガバナンスの状況	29
第5 経理の状況	36
財務諸表等	37
(1) 財務諸表	37
(2) 主な資産及び負債の内容	67
(3) その他	69
第6 提出会社の株式事務の概要	70
第7 提出会社の参考情報	71
1. 提出会社の親会社等の情報	71
2. その他の参考情報	71
第二部 提出会社の保証会社等の情報	72
第三部 特別情報	73
第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表	73
1. 貸借対照表	74
2. 損益計算書	76
3. 利益処分計算書	77
第四部 株式公開情報	90
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	90

	頁
第2 第三者割当等の概況	92
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	92
2. 取得者の概況	94
3. 取得者の株式等の移動状況	97
第3 株主の状況	98
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 伊藤 義郎殿
【提出日】	平成20年1月18日
【会社名】	株式会社インサイト
【英訳名】	I N S I G H T I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役 浅井 一
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南一条西七丁目18番地 4
【電話番号】	011-233-2221（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 工藤 禎
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南一条西七丁目18番地 4
【電話番号】	011-233-2221（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 工藤 禎

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月		平成15年6月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月
売上高	(千円)	810,683	833,950	1,179,414	1,256,774	1,442,964
経常利益	(千円)	18,806	17,559	88,794	91,843	83,074
当期純利益	(千円)	1,235	4,578	23,433	51,428	48,757
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,000	30,000	90,000
発行済株式総数	(株)	20,000	20,000	20,000	300,000	420,000
純資産額	(千円)	37,704	42,283	63,716	133,931	236,191
総資産額	(千円)	298,589	298,216	355,031	445,186	506,087
1株当たり純資産額	(円)	1,885.23	2,114.17	3,185.84	446.44	562.36
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	100 (—)	100 (—)	20 (—)	20 (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	61.80	228.95	1,021.66	437.56	131.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	12.6	14.2	17.9	30.1	46.7
自己資本利益率	(%)	3.3	11.4	44.2	52.0	26.3
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	43.7	9.8	4.6	15.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	99,015	18,761
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△20,065	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	5,880	14,339
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	185,221	218,325
従業員数	(人)	17	15	18	20	28

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第29期、第30期、第31期及び第32期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第33期についてはストックオプションによる潜在株式がありますが、

当社は非上場でありますので期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 自己資本利益率については、期首期末平均純資産額に基づいて算出しております。なお、第29期の期首純資産額は37,768千円であります。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 第32期及び第33期の財務諸表については、証券会員制法人札幌証券取引所の有価証券上場規程第3条第7項の規定に基づき、旧証券取引法第193条の2の規定に準じて、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。なお、第29期、第30期及び第31期については監査法人ハイビスカスの監査を受けておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役を含んでおりません。
9. 当社は平成18年6月30日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。そこで、証券会員制法人札幌証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成上の留意点について」（平成18年8月18日付札幌証総第402号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第29期、第30期及び第31期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については監査法人ハイビスカスの監査はを受けておりません。

回次		第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月		平成15年6月	平成16年6月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月
1株当たり純資産額	(円)	377.05	422.83	637.17	446.44	562.36
1株当たり当期純利益金額	(円)	12.36	45.79	234.33	437.56	131.77
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	20	20	20	20
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2【沿革】

年月	事項
昭和50年6月	広告印刷物の制作を目的として、札幌市に株式会社大利企画設立。資本金1,000千円。
昭和54年6月	株式会社ダイリに商号変更し資本金を4,000千円に増資。
昭和58年11月	資本金を10,000千円に増資。
昭和62年5月	商号を大利広告株式会社に変更し、制作業から広告代理業へ転換。
平成2年11月	現社長浅井一が代表取締役就任。
平成12年12月	社団法人北海道広告業協会に加盟。
平成14年8月	品質マネジメントシステムの国際規格ISO9001:2000認証を取得。
平成16年9月	青森市に青森オフィス開設。
平成18年5月	資本金を30,000千円に増資。
平成18年7月	商号を株式会社インサイトに変更。
平成18年11月	資本金を90,000千円に増資。
平成18年12月	個人情報管理システムの審査を受けプライバシーマークの付与認定を取得。

3【事業の内容】

当社は、事業領域を、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略を実現する広告宣伝（プロモーション）を企画・実施して、クライアント企業の業績向上に寄与する「プロモーションパートナー業」と定め、主に住宅不動産業、流通小売業、及びアミューズメント業のクライアント企業を対象とした、広告戦略及び販促計画の立案、並びに新聞折込チラシ、マスメディア広告、販促物等の企画及び制作を行っております。

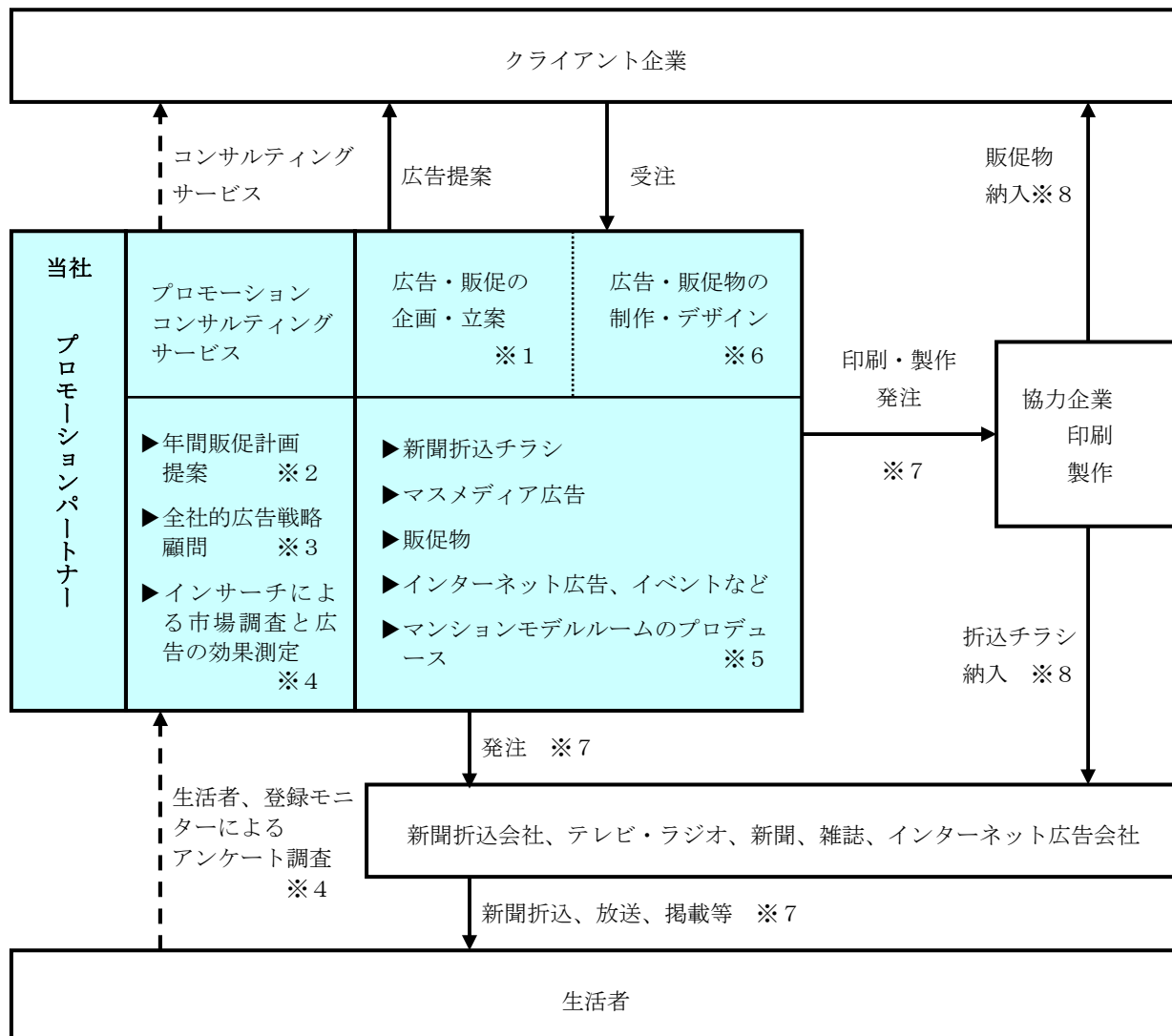
また、当社独自の市場調査及び広告効果測定のためにインターネットサイト「インサーチ（INSEARCH®）<http://www.insearch.jp/>」を運営し、クライアント企業の要望に応えるべく生活者の声を反映した広告宣伝を企画しております。

当社は、プロモーションパートナー業として単一事業を営んでおります。品目別の内容は以下のとおりであります。

品目	内容
新聞折込チラシ	新聞折込チラシの企画制作、折込チラシの製作、新聞折込の手配
マスメディア広告	テレビ・ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアを利用した広告の企画制作、放送及び掲載の手配
販促物	カタログやPOP等の印刷物、プロモーション映像、ダイレクトメール、看板等の企画制作及び製作
その他	インターネット広告、集客イベント等の企画制作及び運営

[事業系統図]

事業系統図は次のとおりであります。



- ※1 当社は、特定の広告手法や広告媒体に特化することなく、クライアント企業各社それぞれの集客戦略及び販売戦略を実現するために最適な広告宣伝を企画立案して、そのために最適な広告手法及び広告媒体を提案、受注しております。
- ※2 当社は、流通小売業のクライアント企業に対して年間販促計画を立案し提案しております。これはクライアント企業の販売戦略に基づく商品構成、販促形態を立案して、販促予算との対応から、具体的な実施計画としての年間販促計画や集客イベント及び広告手法と広告媒体などを総合的に提案するものです。
- ※3 当社は、クライアント企業からの要請を受け、広告顧問としてクライアント企業の広告宣伝への助言をしております。これはクライアント企業の広告宣伝全般についてのプロジェクトアドバイザーを委嘱されて、全社的な広告宣伝戦略の立案に参加し意見を述べ、また日常的な広告宣伝の実施内容についても定期的にモニタリングして意見を述べるものです。
- ※4 当社は、インターネット上に当社独自のマーケティング調査サイト「インサーチ（INSEARCH®）
<http://www.insearch.jp/>」を運営しており、クライアント企業の個々の案件ごとに、ターゲットである生活者の意識調査及び当社の制作した広告の効果測定を実施しております。これらの市場調査及び広告の効果測定結果を分析して、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略に最適な広告宣伝を企画立案し提案しております。
- ※5 当社は、マンション販売におけるモデルルームをプロデュースしております。これはクライアント企業と販売戦略を協議してモデルルームの訴求コンセプトを策定し、そのコンセプトを具現化する内装、家具及び照明の選定など具体的なビジュアル表現を提案するものです。提案が受入れられた場合は、設計施工会社と共同でモデルルームを設置します。
- ※6 当社は、社内に制作部門を有し、広告のデザイン制作を専門に行うデザイナー及び広告の文案制作を専門に行うコピーライターが、個々の案件ごとにクライアント企業の要望に基づいた、当社オリジナルなデザイン及びコピーを制作しております。
- ※7 新聞折込、放送、掲載等は媒体社に発注しております。一部のデザイン制作について、協力企業に外注しております。協力企業のデザイン品質を、当社において社内制作と同様に監督し、品質管理しております。
- ※8 折込チラシ印刷、販促物の印刷や製作は全て協力企業に外注しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
29	33.7	5.3	4,082,252

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役及び臨時雇用者（パートタイマー等）は含まれておりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が最近一年間において4名増加しましたのは、事業拡大の体制整備増強として人員増員を実施したことによるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善が見られ、設備投資も増加しているほか、個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、景気は総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかし、一方で北海道経済は、民間設備投資に増加へ転じる動きが見られたほか、観光も改善傾向となりましたものの、依然として個人消費は横ばい、公共工事は減少傾向、雇用情勢は弱い動きが続くなど、道内の景気は全国に比べ、回復テンポの遅れが一層目立つ状況となりました。

広告業界は、好調な企業業績を反映して全体としては拡大傾向ではあるものの、国内消費動向の伸び悩み、並びに広告出稿では主力の自動車業界の国内販売不振等の影響で、対前年比は微増となりました。特にマスメディア4媒体広告費の低迷は構造的なものとなり、広告費全体の回復力は依然強くはない状況です。

このような環境の中、当社におきましては、既存クライアント企業からの受注増加及び新規クライアント企業の獲得に努めて売上拡大を図るとともに、販売費及び一般管理費は発生経費を最小限度にとどめるよう抑制に努める等、全力で収益向上に取り組んでまいりました。

当社はプロモーションパートナー業として単一事業を営んでおり、その品目別の売上高は次のとおりであります。新聞折込チラシの売上高は893,730千円（前年同期比 20.2%増）となりました。また、マスメディア4媒体の売上高は305,776千円（同 5.6%増）となり、そのうちテレビが192,929千円（同 6.0%増）を占めました。販促物の売上高は234,613千円（同 6.7%増）、その他品目の売上高は8,843千円（同 131.0%増）となりました。

売上高は順調に増加しましたが、新聞折込チラシの中でデザイン等のクリエイティブによる付加価値のウェイトが相対的に少ないものの構成比が高くなったために、売上総利益率が前年同期実績21.7%から20.7%へと減少し、売上総利益は298,970千円と前年同期比9.4%増にとどまりました。また、事業拡大の体制整備増強として人員増員を実施したため人件費が増加し、販売費及び一般管理費は214,727千円と前年同期比18.9%増加しました。

以上の結果、当事業年度の業績については、売上高は1,442,964千円（前年同期比 14.8%増）、営業利益は84,243千円（同 9.1%減）、経常利益は83,074千円（同 9.5%減）、当期純利益は48,757千円（同 5.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、法人税等の支払額による支出が54,306千円、長期借入金の返済による支出が38,952千円あったものの、売上拡大にともない税引前当期純利益が85,933千円確保できたこと、並びに株式の発行により59,291千円の収入を得ることができた結果、資金が33,103千円増加し、期末残高は218,325千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローは18,761千円（前年同期比81.1%減）の資金収入となりました。その主な要因は、売上拡大にともない税引前当期純利益を85,933千円計上できたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、投資活動によるキャッシュ・フローは3千円（前事業年度は20,065千円の使用）の資金収入となりました。その主な要因は、定期預金等の払戻と預入の差額収入2,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、財務活動によるキャッシュ・フローは14,339千円（前年同期比143.9%増）の資金収入となりました。その主な要因は、第三者割当増資による株式の発行による収入59,291千円によるもので

あります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、集客戦略及び販売戦略のための広告宣伝を企画・制作する「プロモーションパートナー業」を事業とするサービス業であり、提供するサービスの性格上、その内容、構造、形式等が一律ではなく、生産実績の記載に適さないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	第33期 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)	前年同期比 (%)
新聞折込チラシ (千円)	893,730	120.2
マスメディア4媒体 (千円)	305,776	105.6
販促物 (千円)	234,613	106.7
その他 (千円)	8,843	231.0
合計 (千円)	1,442,964	114.8

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第32期 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)		第33期 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社カネマツ	732,871	58.3	684,956	47.5
株式会社ジョイ	29,152	2.3	223,094	15.5

3【対処すべき課題】

(1) 現状の認識について

昨今のわが国の産業界は、業種を問わず押並べて大手の寡占化が進み、かつ地域間及び企業間の格差が拡大する傾向にあります。当社が属する広告業においても同様であり、特に地方都市に拠点をおく中・小規模の広告代理店の中では業績に顕著な差が出ております。その中で、当社は5期連続して売上を拡大して参りました。当社が今後も継続して発展拡大していくためには、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略を実現する広告宣伝を企画・実施して、クライアント企業の業績向上に寄与する「プロモーションパートナー業」として有効な提案を継続することにより、競合他社と自社を差別化することが最も重要であると認識しております。

一方、広告費全体の傾向としては、テレビ・新聞掲載などのマスメディア広告が減少し、折込チラシが微増、インターネット広告が増加しております。また、フリーペーパーや携帯電話等を媒体とする広告が増加傾向にあります。当社を含め広告業界全体として今後もこの傾向が続くと考えられ、大規模な広告に加えて、よりターゲットを絞り込んだ、よりキメ細かな広告伝達が求められている状況であります。当社が競合他社と差別化するためには、特定の広告手段に特化することなく、クライアント企業の要望に適した、より効果のある広告内容及び広告方法を提案する能力を高めていくことが必須であると認識しております。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

① 広告宣伝の企画・立案力の強化

クライアント企業の要望に基づき、より絞り込んだターゲット層に対して訴求するメッセージを明確にするとともに、多様化した広告媒体から最適な方法と手段を選択して、より具体的でより効果のある広告宣伝を提案する能力を高める必要があります。

② 新規顧客の獲得

当社の広告業は、経済全体の好不況もさることながら、当社に発注していただくクライアント企業個々の業績に大きく影響されます。また、事業の性格から顕著な参入障壁がなく、さらにクライアント企業は重要な障害なく発注先を変更可能です。当社が継続的に発展拡大するためには、常に新規クライアント企業の獲得を可能にする能力を高める必要があります。この場合の「新規クライアント企業」とは、既に競合他社と取引がある企業が既存の取引先から当社に変更することを意味しております。

③ 人材の確保・育成

当社の広告業は、製品や店舗によって差別化されるものではなく、クライアント企業との打合せとそれに基づく提案内容によって差別化を図るという特徴があります。このことから、他業種と比較して、営業部門及び制作部門の社員一人ひとりの能力がより一層重要であります。社員一人ひとりの能力をいかに高め、いかに引き出すかが当社の取組むべき最も重要な課題のひとつであります。

(3) 対処方針

① 独自の企画と提案

広告業の性格上、広告宣伝に使用する広告媒体については他社と共通であり、使用する広告媒体による差別化は困難です。したがって、競合他社にできない当社独自の企画と提案により競合差別化を図ることが必要です。そのため、クライアント企業の要望に応じて、当社だけが提供できる情報を当社提案内容に付加する能力を強化する方針です。

② 独自のデザイン、コピー

当社の強みは、自社内の制作部門による当社独自のデザインとコピーの訴求力にあります。とくに住宅不動産分野における新築分譲マンションの販売広告において当社のビジュアル表現には高い評価を得ております。この住宅不動産分野におけるビジュアル表現力をより一層高めるとともに、他の分野においても、新規顧客開拓のために、当社のビジュアル表現力をより有効に積極的に活用する方針です。

③ 全社員の能力向上

社員一人ひとりの能力を高めるために、全社員を対象にして公正で効果的な人事制度を整備強化するとともに、

比較的経験の浅い若年社員の教育訓練を重点的に実施する方針です。あわせて、即戦力となる経験者を中堅社員として積極的に中途採用する方針です。

(4) 具体的な取り組み状況

① インサーチ (INSEARCH® <http://www.insearch.jp/>) の立上げ

平成19年6月に、当社独自の、札幌圏に限定した、インターネットによる市場意識調査及び広告効果測定サイトであるインサーチ (INSEARCH® <http://www.insearch.jp/>) の稼働を開始いたしました。これは、札幌圏において専属モニターを確保して各種アンケート調査を実施するものです。クライアント企業の計画や要望に基づいて、直接生活者の意識及び意見を調査することから、訴求する内容、効果的な伝達方法等をより具体的に提案することが可能です。また、広告印刷物に当該サイトへのアクセスコード (QRコード) を含めることにより、従来型のチラシとの相乗効果を高めることも狙いとしております。

② マンションモデルルームのプロデュースと制作部門の増強

平成19年3月に、北海道で初めてのモデルルームプロデュース事業を開始いたしました。これは、札幌圏の新築分譲マンションについてマンション販売企業からモデルルームの設置を受託する事業活動であります。当社は、当社の強みであるマンション販売広告のビジュアル表現力を活かし、モデルルームのビジュアル表現である内装、家具、照明などの選定を担当いたします。このモデルルームの受注をもとにマンション販売の広告受注へ展開していくものであります。

制作部門の増強として、第33期において、即戦力となるディレクター (管理者レベル) を中途採用し増員しております。また、当社独自のデザイン及びコピーの品質を高めるために、社外のフリーデザイナーと顧問契約を締結して、デザイン及びコピーの制作指導・品質確認、及び社員の育成を委託し補完しております。

③ 当社独自の目標管理制度と通年採用

人事評価制度を導入し目標管理制度を実施しております。これは、社員一人ひとりについて、きめ細かく半年間の各種目標を設定し評価するとともに、毎月その目標に対しての当月の計画・実績及び来月の計画を上司と本人が話し合うものであります。当社の小規模組織運営においては、階層別集合教育等よりも個人別OJTが小規模組織運営の強みを活かすことになると考えております。社員個人一人ひとりの成長について、毎月具体的に本人と上司が話し合い、指導及び助言を実施しております。

また、当社は、採用時期を特定せず通年に渡って継続的に中途採用を募集し採用面接等を実施しております。即戦力としての中堅社員の増強と比較的経験の浅い若年社員の教育訓練とのバランスを図るべく、中長期的にも最適な人員数の確保に努めております。

4【事業等のリスク】

本書に記載した当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項には、以下のようなものがあります。また、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については、事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くないと想定される事項を含め、投資家及び株主に対する情報開示の観点から積極的に開示しておりますが、本項目の記載は当社の事業または本株式への投資に関するリスクを全て網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち、予想、見通し、方針等、将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため実際の結果とは異なる可能性があることにご留意ください。

(1) 広告業に関するリスクについて

① 市場環境の変動について

当社のクライアントである広告主としての各企業は、経済動向や企業業績に応じて広告費を調整する傾向があるため、当社を含む広告業界の会社の業績は、国内の景気動向全般に大きく影響を受ける傾向にあります。そのため、多業種のクライアント企業を獲得することで景気動向の影響を軽減するようにしておりますが、国内経済が低迷し深刻化した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特に、当社は地域密着型の広告会社として、主に北海道及び青森県において各種業種のクライアント企業に対し事業を展開しておりますが、これらの地域における消費動向が著しく低迷した場合や、異常気象及び大規模な震災等によりこれらの地域における経済情勢が悪化した場合には、当社のクライアント企業の業績が悪化し、当社の財政状態及び経営成績に直接的な影響を受ける可能性があります。

② クライアント企業の業種について

当社は地域に密着した事業展開をおこなっており、地域住民に対する直接的な情報伝達を目的とした広告手段である折込チラシ等のセールスプロモーション（以下「SP」という）の売上割合が高いことから、当社のクライアント企業の業種別構成は、SPの主要顧客層である流通小売業、住宅不動産業及びパチンコホール業が比較的高い割合となっております。

流通小売業については、経済動向や消費動向とは異なる原因によって、業界全体の動向に影響を与える事態が発生する可能性は高くありませんが、住宅不動産業においては、各種関連法令の規制のほかに、先の耐震偽装問題のように業界全体の動向に影響を与える事態が発生することがあります。何らかの事情により住宅不動産業界全体が影響を受ける事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

パチンコホール業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び都道府県条例による規制を受けるとともに、過度な射幸性を制限する目的等からパチンコホール業界団体が広告自主規制をおこなうことがあります。法的規制の改正や新たな広告自主規制の実施によりパチンコホールの広告行為に制限が課せられた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、クライアント企業の業界全体の動向変動や、特定クライアント企業の広告費変動による影響を軽減するために、多業種にわたる顧客基盤の構築及び新規取引先の開拓等を図っておりますが、当社のこれらの対応が不十分な場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 企画提案力と広告会社間の競合について

当社の事業である広告事業は、特定の技術や商品に依存しない企画提案型のサービス業であることから、特定の技術や商品の陳腐化という問題はありませんが、一般的な広告主は、広告会社の企画力、取引上の信頼性及び価格等を総合的に考慮して取引先の選定を行います。当社は、社内にクリエイティブと呼ばれる企画制作部門を有して当社独自の企画並びに広告表現を提案することを強みとしており、企画提案力の強化及び地域広告会社として地場企業の特性を生かした営業活動により、クライアント企業の満足度を高め、競争力の維持及び強化を図っております。

当社は、現在の主たる事業基盤である北海道及び青森県において、地元の有力広告会社及び大手広告会社の地

方拠点と競合状態にあります。さらに、近年では大手広告会社の分社化や地方事業所の開設が進んでおり、大手広告会社の地方拠点との顧客獲得競争が一段と激化する傾向にあります。将来、顧客獲得をめぐる競合が一層激しくなり、当社の企画提案力が相対的に低下して、本書提出日現在での地域市場シェアを確保できなくなった場合、あるいは競争激化により広告費の受託金額が著しく低下した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、住宅不動産及び公共事業を中心に企画コンペや競争入札による広告受託案件が増加しております。当社は、企画コンペや競争入札によらずに当社指名の発注を受けるように企画提案力及び営業力を強化するとともに、企画コンペや競争入札にも積極的に参加し受注の拡大を目指しております。しかしながら、指名発注並びに企画競争案件の受注を獲得できない状況が続いた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 広告媒体間の競合激化による影響について

当社の特長は、特定の広告媒体（メディア）に特化することなく、クリエイティブ型広告会社として常にクライアント企業の販促プロモーションに最適な企画をおこない、プロモーションパートナーとして都度最適な広告媒体を選択して提案していることでもあります。そのため、広告業界においてメディアバイイング型と呼ばれている、特定の広告媒体を事前に仕入れて販売することはおこなっておりません。したがって、特定の広告媒体の動向による増減が直接的に当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性は、メディアバイイング型広告会社のように高くはありません。

また、当社は地域密着型の広告を得意としており、平成19年6月期において、地域住民に対する直接的な情報伝達を目的とした広告手段である折込チラシ等のセールスプロモーション（以下「SP」という）の売上高が全体の78.2%を占め、テレビ、ラジオ、新聞及び雑誌のマスメディア4媒体の売上高は全体の21.2%、インターネット広告の売上高は0.6%となっております。

広告市場全体としては、近年、インターネット等新たな広告媒体（メディア）を使用する広告が急激に拡大し、マスメディア4媒体が減少傾向、SPは微増傾向となっております。当社の認識としては、地域限定性のないインターネット広告等は、既存の広告手段とりわけ地域特定のな広告手段であるSPと相互に補完的な関係にあり、広告市場の拡大に貢献するものであると位置付けております。当社は、インターネット広告等の新たな広告媒体（メディア）と、SP並びにマスメディア4媒体の既存広告媒体（メディア）とを効果的に使い分け、新旧広告媒体（メディア）の相乗効果による最適プロモーションの企画提案による事業拡大に取り組んでおりますが、今後、社会情勢や環境の変化等により、新旧広告媒体（メディア）がどのように広告市場全体を構成していくかは、予想困難であります。新たな広告媒体（メディア）が既存広告媒体（メディア）を代替して既存広告媒体（メディア）による広告需要が著しく低下した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 媒体社との取引について

当社の売上高を、広告媒体料金である媒体売上高（注）と、広告物や販促物を企画・作成する制作売上高（注）とに分類しますと、平成19年6月期において、折込、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体売上高が51.8%を占めております。当社は必要なすべての媒体社と良好な取引関係を継続しており、また、クライアント企業に最適な企画提案と都度最適な広告媒体を選択提案していることから、特定の広告媒体や媒体社に特化または依存をしていないため、特定の媒体社との取引関係が変化することによって直接的に当社の財政状態及び経営成績が著しい影響を受けることはありません。

しかし、何らかの事情で複数の媒体社との取引解除や取引条件の悪化などが生じた場合でかつ、当社がそれらの変化に的確に対応できなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）当社を含め広告会社の売上高は、新聞折込やマスメディア4媒体等の広告媒体料金である媒体売上高と、チラシやDM等の広告物や販促物を作成する制作売上高とで構成されます。前記④の当社売上高構成比率は、この二つの売上高の合計によるものです。

⑥ 協力会社との関係について

当社は、広告の制作や広告物並びに販促物の製作及び市場調査等において、業務の一部を外部の協力会社に委託しており、多数の協力会社と安定的かつ友好的な取引関係を維持継続しております。今後も、既存協力会社と

の関係維持強化に努めるとともに、委託業務の遂行能力がより高い協力会社を新たに発見選定して良好な取引関係を構築していく努力を継続する方針であります。当社と協力会社との取引関係に変化が生じた場合、または不測の事態が発生した場合に、当社がそれらの変化に的確に対応できず、事業遂行に必要な外注先を確保できなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 広告業界における取引慣行について

当社はクライアント企業からの受注に基づき媒体社との広告取引並びに協力会社と外注取引をおこないますが、広告業界の取引慣行として、広告会社は広告主の代理人としてではなく、自己の責任で媒体社及び協力会社との取引をおこなうことが慣行となっております。そのため、広告主の倒産等により広告料金を回収できない場合には、広告会社は媒体社及び協力会社に対して、広告媒体料金及び外注費等の支払債務を負担することになります。

また、クライアント企業から広告内容の変更等について柔軟で機動的な対処が求められることから、広告業界では契約書を締結しないことが一般的な慣行となっております。継続的な取引関係が成立している広告主との間であっても、基本契約及び個別契約を締結しないことが一般的であります。このため、取引内容、条件について誤解及び疑義が生じ、不測の事故または紛争が生じる可能性を内包しております。

当社では、当該不測の事態の発生を可能な限り軽減するべく、個別契約書に代わるものとしてクライアント企業から広告申込書（発注書）を入手することにより、取引上のトラブルを未然に防止する体制としておりますが、上記のような取引慣行が長く続き文書による取引がなじまないことから、すべての広告申込書（発注書）を入手できない場合があります。また、基本契約の締結が極めて困難なことから、取引条件等の明示的かつ継続的な確認が書面化されておられません。その結果、不測の事故または紛争が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 特定の取引先への依存度が高いことについて

当社の販売先のうち、平成19年6月期における上位2社である株式会社カネマツ及び株式会社ジョイ（イオングループ）に対する売上はそれぞれ下記のとおりであり、その合計は平成18年6月期において売上高の60.6%、平成19年6月期において63.0%を占めております。

相手先	平成18年6月期		平成19年6月期	
(株)カネマツ	732,871千円	58.3%	684,956千円	47.5%
(株)ジョイ	29,152千円	2.3%	223,094千円	15.5%
合計	762,023千円	60.6%	908,050千円	63.0%

両社とは、広告業界の一般的な取引形態である比較的短期で完結する個々の取引に加えて、全社的な広告戦略顧問や年間販促計画立案を通じて継続的かつ安定した良好な取引関係にあり、今後更に両社との取引の維持拡大に努める方針であることから、両社への売上は今後も増加していく可能性があります。

一方、特定の取引先への依存度を低減させるべく、両社以外の既存取引先への売上拡大及び新規取引先への売上獲得に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、現在良好である両社との取引関係は契約によって継続が保証されているものではないため、何らかの事情で両社との取引が大幅に減少し、かつ、両社以外の既存取引先の売上拡大及び新規取引先への売上獲得が順調に進まない場合には、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、株式会社カネマツは平成18年11月に実施しました第三者割当増資の引受先として、当社株式10,000株（発行済株式の2.38%）を所有しております。同社との取引条件の内容、及び取引条件の決定方法は、他の取引先と同様であり適正価格で取引をおこなっております。

（注）平成19年12月12日、マックスバリュ北海道株式会社（本社：札幌市中央区）より、株式会社ジョイ（本社：札幌市中央区、イオン(株)100%出資子会社）を吸収合併して同社が存続会社となる合併基本合意書を同日付で締結し、平成20年2月下旬（予定）に合併契約書を締結予定である旨の発表がありました。なお、本書提出日現在、その他の詳細の日程、合併比率等は発表されておられません。当該発表に関連して、現在の「ジョイ店舗及びジョイ業態」は合併後も継続する旨の見通しが報道発表されております。また、合併後の当社の取引口座は、マックスバリュ北海道株式会社に継承開設される予定であります。

⑨ 法的規制等による広告規制について

当社の事業である広告業には、不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法等による一般的行政規制や著作権法、商標法、不正競争防止法等の制限があるほか、広告主の業界によって様々な法的規制及び自主規制が設けられております。業界に関連する法的規制としては、薬事法、宅地建物取引業法、旅行業法、割賦販売法、特定商取引法等による規制があり、広告の内容制限や表示義務等が定められております。また、業界ごとの自主規制としては、事業者団体が公正取引委員会の認定を受けて設定している公正競争規約、パチンコホール業界の広告自主規制、広告主や広告団体が定める広告倫理要綱、並びに媒体社の団体や各媒体社が独自に設定している、媒体掲載・考査基準があります。

当社はこれらの法的規制、各種規約及び基準、並びに自主規制等の遵守について、広告制作物等による当社のプロモーションサービスの重要性を認識し、当社が広告会社として認証取得している品質管理の国際規格 ISO9001(2000年版)品質マネジメントシステムに基づき定めた手順及びチェック表による社内確認を徹底する体制を確立し、また必要に応じて外部専門機関への問合せ確認を徹底しており、これまでに問題や懸念が生じたことはありません。しかし、これらの法的規制や自主規制等の強化、新設等により、広告の内容、規模、回数または手法等が制限され、クライアント企業の広告活動を抑制する事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 著作権等について

当社広告制作物の著作権法等への抵触についても、他の法規制と同様に、ISO9001(2000年版)品質マネジメントシステムに基づき定めた手順及びチェック表による社内確認を徹底する体制、また必要に応じて外部専門機関への問合せ確認の徹底により、これまでに問題や懸念が生じたことはありません。しかしながら、当社の広告制作物が著作権法等に抵触する懸念が発生し、損害賠償請求、使用差し止め請求等の訴えを起こされた場合において、著作権対価や損害賠償の支払い等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、一般的な著作権法等遵守に追加する事項として、パチンコホール業界の広告物に遊技機キャラクターを使用することが広くおこなわれていますが、当該キャラクターの広告使用については著作権を有する遊技機メーカーが一定の制限(著作権者の明記、使用可能な図柄の指定、改変の禁止等)を課しています。当社は、これらの制限を十分に認識し確認体制のもとで制作しており、これまでに遊技機キャラクターの著作権に係る問題や懸念が生じたことはありません。しかしながら、短期間に多種類の新游技機が発売されるために、万一、当社の確認作業の遅れや漏れ等により新游技機キャラクターの著作権を侵害した場合には、損害賠償請求、使用差し止め等の訴えを起こされる可能性、及び著作権対価の支払い等が発生する可能性があります。この場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の事業である広告業そのものには業法規制はないものの、事業者として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、下請代金支払遅延等防止法などの法的規制を受けております。当社はこれらの法的規制についても遵守を徹底しておりますが、各種法令の変化に対して当社が適切に対応できなかった場合には、当社の信用の低下により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他

① 当社システムについて

当社の事業活動の一部は、コンピュータシステム及びそのネットワークを使用しておこなっております。当社では不測の事態に備えてセキュリティの強化、定期的なデータバックアップ体制の構築、ハードウェアの増強等、システムトラブル対策を講じております。しかしながら、コンピュータウイルス、通信障害、人為的過誤または自然災害等によりシステムトラブルが発生し、当社の対策が不十分であった場合、または当該障害が長期化した場合には、当社の事業遂行に障害が生じ当社が提供するサービスの低下を招くなど、当社の信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は一部のコンピュータシステムにおいて、インサーチ (INSEARCH® <http://www.insearch.jp/>) のサイト運営及びデータの保存管理を外部に委託しております。当該委託先は当社以外に多数の企業に対し同様のサービスを実施しているシステム会社であり、情報セキュリティ等の管理体制を含め十分に安心安全を確保しておりますが、万一システムダウンやシステムトラブル等の発生やデータ喪失などの不測の事態が発生した場合には、当社の信用の低下により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 情報等の取扱いについて

当社の業務の性質上クライアント企業の営業機密を扱うことがあるとともに、クライアント企業からプロモーション活動の委託を受け、委託業務遂行の一部としてクライアント企業から個人情報を一時的に預かることがあります。また、当社は、各種アンケート調査・マーケティング調査により個人情報を収集し管理しております。

当社は、これらの情報の適正な管理が当社の重要な責務であるとの認識に基づき、その取扱いには細心の注意を払うとともに、情報の取扱いについての社内規程の整備、定期的な従業員教育の実施、情報取扱い状況の内部監査、コンピュータシステムのセキュリティ強化、全従業員からの機密保持誓約書受領、並びに外注先との情報保守義務に関する合意書締結など、情報管理には万全を期した体制を構築しております。また、当社は「プライバシーマーク」を取得しており、個人情報の管理は、個人情報保護マニュアルに則って十分な注意を払い適切な取扱いをするとともに、漏洩や不正アクセスを防止する対策を講じております。

これまでに情報の漏洩による問題や事故は発生しておりませんが、何らかの事情によりこれらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の信用の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保及び育成について

当社はプロモーションパートナー業としての強みである企画提案力による競争優位性、並びにそれに基づく成長性の持続的確保は、社員一人ひとりの意欲と能力に基づいていることから社員の満足を重要な経営理念の一つと考えており、公正な評価と処遇及び労務環境の整備に努め、更なる品質及びサービスの向上に努めております。また、市場環境の変化に対応した教育訓練、研修等による人材育成と能力の向上を図るとともに、中途採用により即戦力となる優秀な人材の確保を進めております。

しかしながら、一般的な風潮として、優秀な人材の所謂「大指指向」が強まるなかで、何らかの事情により優秀な人材の退職による流出や、中途採用による人材確保が困難な状態によって、当社の人材育成及び確保に支障が生じた場合には、当社の強みである競争力が低下し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 訴訟等について

当社に関連する訴訟、紛争は一切生じておりません。また、当社の事業内容、及び当社が法令等遵守を徹底している事実から、今後も当社に関連する訴訟、紛争の可能性は極めて低いものと考えております。しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争等が発生した場合において、当社が的確に対応できなかった場合には、クライアント企業をはじめ社会的な信頼低下や、損害賠償支払等により当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、業績向上へのインセンティブとして、平成18年11月15日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権（以下、「ストックオプション」という）を付与することを決議しました。

同決議に基づき、平成19年12月31日現在、当社は取締役5名、監査役1名及び従業員12名に対して、41,200個を付与しております。ストックオプションの目的となる株式数は41,200株であり、潜在株式の比率は9.8%であります。これらのストックオプションの行使が行われた場合には、当社の1株当たりの企業価値は希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新株予約権の状況及び内容については、「第一部企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況及び(7)ストックオプション制度の内容」の項をご参照ください。

⑥ 与信リスクについて

当社は、社内規程による与信管理体制を整え、全ての取引先について与信管理及び売上債権回収管理を徹底しており、過去5年間に於いて当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす貸倒の発生はありません。しかし、今後の社会情勢、景気の動向並びに企業収益状況の変化等により、売上債権回収が悪化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 小規模組織であることについて

当社は平成19年12月31日現在、常勤取締役5名、常勤監査役1名、非常勤監査役2名、従業員29名と比較的組織規模が小さく、内部管理体制もこれに応じた体制となっております。本書提出日現在においては、効率的な組織運営及び効果的な内部牽制並びに内部統制に適した体制であり、情報適時開示を含めたコーポレート・ガバナンスについての懸念はなく、引続き内部管理体制の強化と機動的かつ柔軟な組織体制の両立により、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組む方針であります。また、今後は事業拡大及び事業内容の多様化に即して、順次人員の増強を進めてまいります。しかしながら、事業拡大及び事業内容の多様化にもかかわらず人員の増強が進まなかった場合には、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 主要株主の当社株式保有について

本書提出日現在、当社の代表取締役浅井一、並びに浅井一の義兄である常務取締役本間広則は、両者本人及び近親者などにて以下のように当社株式を所有しております。

氏名・会社名	同族関係	所有株数	発行済株式総数比
浅井 一	代表取締役本人	201,000株	47.9%
浅井 亮介	代表取締役の子	30,000株	7.1%
浅井 昇平	代表取締役の子	30,000株	7.1%
株式会社 パートナーズ	代表取締役の配偶者と子 が100%出資する会社	16,200株	3.9%
本間 広則	代表取締役の義兄	45,000株	10.7%
	合計	322,200株	76.7%

現在、代表取締役浅井一、並びに常務取締役本間広則は、当社株式上場後も当社株式を売却する意向はありませんが、今後、両者が当社株式を売却する場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 非常勤監査役の兼務状況について

当社の非常勤監査役2名の兼務状況は、本書提出日現在、次のとおりです。下記記載の非常勤監査役が兼務している会社と、当社との間に取引、資本関係、競合関係等の利害関係はありません。

当社における役職	氏名	兼務の状況	報酬
監査役 (非常勤)	菅井 朗	監査法人シドー 包括代表社員	有
		株式会社サングリン太陽園 (農薬販売) 取締役(非常勤)	有
		北日本スカイテック株式会社 (産業用無人ヘリコプター販売) 監査役(非常勤)	無
		株式会社サンプラテック (農業用ビニールハウス製造販売) 監査役(非常勤)	無
		株式会社スガイ・エンタテインメント(娯楽施設) 監査役(非常勤)	有
監査役 (非常勤)	森岡幸人	株式会社クオーレ (衣料品販売) 代表取締役	有
		有限会社エムズ・ブロー (不動産業) 代表取締役	有
		株式会社エムズ・オフィス (飲食店経営) 代表取締役	有
		株式会社オリンポスホールディング (投資業) 代表取締役	有
		オリンポス債権回収株式会社 (債権管理回収業) 代表取締役	有
		株式会社リボン (投資業) 代表取締役	有

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態についての分析

当社は回収サイトの長い売上債権がないこと、並びに広告業の特徴として重要な設備投資等の発生がないことから、当社の財政においては、利益剰余金及び資本金の増加が現金及び預金の増加となっております。この状態は、平成20年6月期以降においても継続するものと考えております。平成19年6月期の概要は下記のとおりです。

当事業年度末の総資産は前事業年度に比べて60,901千円増加して506,087千円となりました。主な増加要因は、当期純利益の計上及び第三者割当増資による資本金増加にともなう現金及び預金の増加であります。その内訳は下記のとおりです。

(流動資産)

当事業年度における流動資産の残高は、479,354千円となり、前事業年度末に比べて60,694千円増加いたしました。主な増加要因は、当期純利益の計上及び第三者割当増資による資本金増加にともない、現金及び預金が前事業年度末より31,103千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度における固定資産の残高は、26,732千円となり、前事業年度末に比べて206千円増加いたしました。主な増加要因は、工具、器具及び備品が前事業年度末より1,668千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度における流動負債の残高は、268,610千円となり、前事業年度末に比べて12,889千円減少いたしました。主な減少要因は、未払法人税等が前事業年度末より20,011千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度における固定負債の残高は、1,285千円となり、前事業年度末に比べて28,469千円減少いたしました。主な減少要因は、長期借入金に約定返済及び繰上償還によって前事業年度末より28,502千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度における純資産の残高は、236,191千円となり、前事業年度末に比べて102,259千円増加いたしました。主な増加要因としては、平成18年11月の第三者割当増資による新株式の発行（120,000株、1株当たりの発行価格500円）により資本金が60,000千円増加したこと、当期純利益の計上により利益剰余金が42,757千円増加したことによるものであります。これらの結果、純資産比率は前事業年度の30.1%から当事業年度は46.7%となりました。

(3) 経営成績についての分析

既存クライアント企業からの受注増加及び新規クライアント企業の獲得に努めて売上拡大を図るとともに、販

売費及び一般管理費は発生経費を最小限度にとどめるよう抑制に努める等、全力で収益向上に取り組んでまいりました。平成19年6月期の概要は下記のとおりです。

(売上高、売上総利益)

当事業年度の売上高は、新規顧客獲得により1,442,964千円（前期比14.8%増）となりました。品目別の売上高では、新聞折込チラシは893,730千円（同20.2%増）、マスメディア4媒体は305,776千円（同5.6%増）、販促物は234,613千円（同6.7%増）、その他品目は8,843千円（同131.0%増）となりました。

また、売上総利益は298,970千円（同9.4%増）となりましたが、売上総利益率は、利益率の低下の結果、前事業年度の21.7%から1.0ポイント悪化し20.7%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、人員増強のため人件費が増加した結果、214,727千円（同18.9%増）となりました。営業利益は、84,243千円（同9.1%減）となり、売上高営業利益率は、前事業年度の7.4%から1.6ポイント悪化し5.8%となりました。

(営業外損益)

当事業年度の営業外収益は、受取手数料139千円その他を計上した結果、485千円（同58.7%増）となりました。営業外費用は、支払利息が173千円減少しましたが、株式交付費709千円を計上したため、1,653千円（同45.8%増）となりました。

(経常利益)

当事業年度の経常利益は、83,074千円（同9.5%減）となり、売上高経常利益率は、前事業年度の7.3%から1.5ポイント減少し5.8%となりました。

(特別損益)

当事業年度の特別利益は、貸倒引当金戻入益として3,085千円の計上となりました。特別損失は、貸倒引当金繰入額として226千円の計上となりました。

(当期純利益)

当事業年度の当期純利益は、48,757千円となりました。前事業年度の当期純利益51,428千円に対し、人員増強による一般管理費増加の結果、当事業年度の当期純利益は前年同期比5.2%減となりました。売上高当期純利益率は、前事業年度の4.1%から0.7ポイント悪化し3.4%となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

前記(2) 財政状態についての分析に記載しましたように、当社は回収サイトの長い売上債権がないこと、並びに広告業の特徴として重要な設備投資等の発生がないことから、当社の財政においては、利益剰余金及び資本金の増加が現金及び預金の増加となる状況です。したがって、当社の今後のキャッシュ・フローについての方針は以下のとおりです。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

継続的に利益を計上することにより得られたキャッシュ・フローは、積極的かつ効率的に営業活動に活用して、さらなる成長を達成すると事業循環的成長を基本方針としております。この基本的な循環的成長に加え、営業利益から得られるキャッシュ・フローだけでは困難な、より将来的な成長基盤を確立するための人材確保や本社オフィス移転整備など、戦略的な運転資金の使途を計画しております。また、当社の本業から生み出した営業活動によるキャッシュ・フローにより株主還元である配当金の源泉としたいと考えております。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当社の事業活動においては、設備投資や研究開発投資などの重要な固定資産投資はなく、重要な要素がないことから投資活動によるキャッシュ・フローは大きくなく、また大きな変化も予定しておりません。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

株式発行による調達資金によってキャッシュ・フローが増加する計画以外に、大きな変化を予定しておりません。平成19年4月において長期借入金を繰上償還し、有利子負債の残高はなくなり、本書提出日現在、有利子負債の借入れ実行の予定はありません。財務体質の強化を確立した後、将来的には、金利情勢の変化等を考慮して、

有利子負債借入れの可能性を検討することがあると考えております。

株主還元については、財政状態及び経営成績の推移を見据えた上で、経営体質の強化のための内部留保と成果配分を勘案しながら、利益額に応じて安定した配当を継続して実施することとしております。

平成19年6月期の概要については、前記「第2 事業の状況 1. 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4. 事業等のリスク」において記載しております内容が、当社の経営成績に重要な影響を与える要因です。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。当社は30年を超える歴史のなかで、様々なリスク要因に遭遇し、都度それを克服して今日の企業文化を形成してまいりました。今後とも、新しい時代の変化に対応するとともに、経営成績に重要な影響を与えるリスク発生の回避及び発生した場合に備えた対応を続けてまいります。

詳細については「第2 事業の状況 4. 事業等のリスク」をご参照ください。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、更なる継続的な成長を実現するために、平成19年6月期において経営体制の整備増強を図り、制作部門、営業部門、及び管理部門の増員を進めました。この経営体制の整備増強は、平成21年6月期まで継続し同年度において今回の整備増強は終了の予定です。このことから、売上高は継続的に拡大していく計画です。売上高の拡大のために、当社は次の3点を重点戦略として営業活動を展開してまいります。

1. 「トータルプロモーションパートナーの位置付け」としてのクライアント企業を増やす。

「トータルプロモーションパートナーの位置付け」とは、単発の案件ごとの受注ではなく、全社的または年間の広告宣伝や販促計画に関与し、クライアント企業の営業部門や販促部門と共同で計画を作成して、その結果として個々の案件の当社受注が導かれるとの意味です。当社を、そのような「トータルプロモーションパートナー」と位置付けをしていただくクライアント企業を、現在の2社から1社ずつ確実に増やしていくべく営業活動を展開します。

2. 既存顧客からの受注を拡大する。

既存クライアント企業の顧客満足度をより一層高めることにより、当社に対する評価をより高め、さらに集客戦略や販促戦略に有効で新規性のある当社独自の企画提案をして、クライアント企業の業績向上に寄与するとともに当社への受注を拡大するべく営業活動を展開します。

3. 指名受注を拡大する。

当社の強みを活かした魅力ある提案による差別化により、当社の実績や提案内容を評価いただき、競合見積りやプレゼンコンペを経ることなく、当社を指名していただく受注を拡大するべく営業活動を展開します。

以上の重点戦略を実現する具体的な実施状況については、「第2 事業の状況 3. 対処すべき課題 (4) 具体的な取り組み状況」をご参照ください。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、プロモーションパートナー業として、クライアント企業から信頼され頼りにされる販促のパートナーとなること、高品質のプロモーション情報を発信して消費者の役に立つこと、当社の業績拡大により株主、従業員、取引先などのステークホルダーに貢献することを、当社の存在意義と認識しております。

当社のプロモーションパートナー業は、特定の商品や技術に依存することのない企画提案型のサービス業です。そのため、当社の継続的成長のために最も重要な要素は、企画提案力の継続的強化であり、そのためには社員一人ひとりの意識と能力の継続的な強化向上であると考えております。

一方、企画提案型のサービス業の特徴は、受注時点ではサービスの実態は未実現であり、受注後に開始するプロモーションの準備と実施を通じて企画提案の内容を実現していくことにあります。したがって、受注競争時点において重要な要素は、企画提案自体の品質に加えてクライアント企業からの信用と信頼であります。

以上から、当社の継続的成長を可能にするためには、当社の社会的信用を高めるとともに、優秀な人材の育

成と確保が必要不可欠であるとの問題意識をもっております。

社会全体の傾向は二極分化が一層顕著となり、広告業界においても大手の寡占化並びに競争激化が進んでおります。また、インターネットに代表される新しい広告手段が急速に拡大しています。しかし、そのような二極分化、大手寡占化、インターネット広告などの状況変化のなかでも、当社が得意とする地域特定のな広告手段である折込チラシ等のセールスプロモーション（SP）に対する広告需要には大きな変化は見られず、この傾向は継続するものと考えられます。当社は、地域密着型クリエイティブ会社である当社の強みを活かし続けるとともに、社会的信用と、企業規模に相応しい経営管理体制並びに内部統制体制を継続的に充実強化していくことによって、当社独自の存在意義を高め続け、継続的な成長を可能とする方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の設備投資について、広告宣伝業においては事業を遂行するにあたり設備を必要としないことから、特記すべき事項はありません。当事業年度における設備投資には、特記すべきものはありません。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成19年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (札幌市中央区)	本社事務所	1,859	199	2,728	4,787	25
青森オフィス (青森県青森市)	青森事務所	—	—	270	270	3

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 本社及び青森オフィスの建物は賃借しております。
3. リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (札幌市中央区)	車両	5年	1,260	6,205

3【設備の新設、除却等の計画】 (平成19年12月31日現在)

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,200,000
計	1,200,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
普通株式	420,000	非上場
計	420,000	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）（注）2.	17,200	17,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	17,200	17,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500	500
新株予約権の行使期間	平成20年11月16日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	（注）3. ①②③④	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.	同左

② 第2回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	9,000	9,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000	9,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500	500
新株予約権の行使期間	平成20年11月16日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	（注）3. ①②③④	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.	同左

③ 第3回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成19年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年12月31日）
新株予約権の数（個）	15,000	15,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000	15,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500	500
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日から 平成25年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	（注）3. ①②④	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.	同左

（注） 1. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。かかる調整は、調整時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合には、当社は、吸収合併の条件、株式無償割当の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、必要と認める株式数の調整を行うものとする。新株予約権発行後、当社がその普通株式につき株式分割（無償割当てを含む）または株式併合を行う場合は、次の算式により出資価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後出資価額} = \text{調整前出資価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額を募集株式の払込金額として当社普通株式を発行しまたは会社の保有する普通株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の場合を除く。）には、次の算式により出資価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数とする。

$$\text{調整後出資価額} = \text{調整前出資価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分する株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分する株式数}}$$

上記の他、当社は本新株予約権発行後に、本新株予約権の調整後出資価額を下回る価額をもって当社の普通株式を取得しうる新株予約権を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、出資価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、出資価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。

2. ①の新株予約権の数は、発行当初は次のとおりでしたが新株予約権者の退職により500個減少しております。

① 第1回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議） 17,700個

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は行使することができなくなるものとする。

- ① 本新株予約権を行使する以前に当会社または当会社グループ（将来の当会社グループを含む）の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合・・・当該事実が該当した時
- ② 新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実が該当した時
- ③ 新株予約権者が、付与された権利の譲渡、質入れその他の処分をした場合・・・当該事実が該当した時
- ④ 前3号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社が決定できるものとする。

4. 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿った再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約書、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成18年5月30日 (注) 1.	40,000	60,000	20,000	30,000	—	—
平成18年6月30日 (注) 2.	240,000	300,000	—	30,000	—	—
平成18年11月29日 (注) 3.	120,000	420,000	60,000	90,000	—	—

(注) 1. 有償株主割当

同日付で、株主に対してその所有株式1株につき新株式2株の割合をもって割当て、40,000株の新株式を発行したことによるものであります。

発行価格 500円

資本組入額 500円

2. 株式分割

同日付で、平成18年6月29日最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式を1株につき5株の割合をもって分割したことによるものであります。

3. 有償第三者割当

同日付で、120,000株の新株式を発行したことによるものであります。

発行価格 500円

資本組入額 500円

主な割当先：株式会社パートナーズ、株式会社北海道銀行

(5) 【所有者別状況】

平成19年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	—	6	—	—	20	28	—
所有株式数 (単元)	—	240	—	482	—	—	3,478	4,200	—
所有株式数の 割合 (%)	—	5.71	—	11.48	—	—	82.81	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 420,000	4,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	420,000	—	—
総株主の議決権	—	4,200	—

② 【自己株式等】

平成19年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法により、当社取締役、監査役及び従業員に対して付与することを、平成18年11月15日開催の臨時株主総会において決議されたものであります。

① 第1回新株予約権 (平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年11月15日
付与対象者の区分及び人数 (注)	従業員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。なお、決議日時点の付与対象者は従業員13名であります。

② 第2回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年11月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ 第3回新株予約権（平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議）

決議年月日	平成18年11月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当政策の基本方針につきましては、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、年1回の期末配当による剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めており、今後中間配当の実施を検討する予定です。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

平成19年6月期の配当につきましては、上記方針に基づき、期末配当を実施しました。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業展開に充当し、将来的には収益を通じて株主に還元していきたいと考えております。

なお、平成19年6月期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年9月27日 定時株主総会決議	8,400	20

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役		浅井 一	昭和33年12月18日生	昭和55年1月 昭和55年8月 平成元年8月 平成2年11月 当社入社 取締役就任 常務取締役就任 代表取締役就任(現任)	(注) 3.	201,000
常務取締役		本間 広則 (注) 1.	昭和31年12月17日生	昭和60年7月 平成元年7月 平成2年11月 平成13年8月 当社入社 営業部長 取締役就任 常務取締役就任(現任)	(注) 3.	45,000
取締役	第1営業部長	中島 雅人	昭和44年6月4日生	平成2年4月 平成8年7月 平成13年8月 平成18年6月 当社入社 営業部長 取締役就任 取締役第1営業部長就任(現任)	(注) 3.	2,000
取締役	管理部長	工藤 禎	昭和29年5月20日生	平成8年12月 平成15年8月 平成17年10月 平成18年6月 株式会社ダイナックス入社 同社購買部長 当社入社 取締役管理部長就任(現任)	(注) 3.	6,000
取締役	第2営業部長	横濱 敦	昭和34年7月8日生	昭和63年8月 平成15年4月 平成18年1月 平成18年6月 株式会社創芸入社 同社営業部副部長 当社入社 取締役第2営業部長就任(現任)	(注) 3.	4,000
常勤監査役		中村 博文	昭和17年8月1日生	昭和42年4月 平成11年2月 平成14年8月 平成14年8月 平成18年3月 平成18年11月 株式会社北海道相互銀行(現株式会社札幌銀行) 入行 財団法人北海道科学技術総合振興センター出向 株式会社札幌銀行定年退職 財団法人北海道科学技術総合振興センター総務部次長就任 財団法人北海道科学技術総合振興センター定年退職 当社監査役就任(現任)	(注) 4.	—
監査役		菅井 朗 (注) 2.	昭和36年7月28日生	平成7年10月 平成12年7月 平成18年6月 朝日監査法人(現あずさ監査法人) 入所 公認会計士菅井朗事務所開設 当社監査役就任(現任)	(注) 4.	—
監査役		森岡 幸人 (注) 2.	昭和33年9月25日生	昭和57年4月 昭和63年10月 平成2年2月 平成2年11月 平成13年11月 平成18年6月 平成18年9月 株式会社レイク入社 ダイリツ興業株式会社(現株式会社ダイリツ)営業管理部長就任 同社取締役事業本部長就任 株式会社パスキー取締役営業本部長就任 同社代表取締役就任 同社取締役退任 当社監査役就任(現任)	(注) 4.	10,000
計						268,000

- (注) 1. 常務取締役本間広則は、代表取締役浅井一の義兄です。
2. 監査役菅井朗及び森岡幸人は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
3. 平成19年10月25日から平成21年6月期に係る定時株主総会終結の時まで。
4. 平成19年10月25日から平成23年6月期に係る定時株主総会終結の時まで。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「新しい価値と満足を顧客に、新鮮で高質な情報を生活者に、ゆとりと感動のある生活を社員とともに」を企業理念とし、株主やクライアント企業をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対する企業価値を継続して高めていくことを経営の最重要課題として位置付けております。企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、以下①～④の考え方にに基づき、コーポレート・ガバナンス体制の充実・徹底に努めております。

① 社会に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施を重視いたします。

具体的には、次のように体制を整備するとともに、法令、取引所規則、及び他社のIR活動事例等を参考にした事前相談等に基づき対応いたします。

(情報開示の対象特定について)

1) 発生事実・発見事実について

社内の「緊急連絡網」により、発生事実や発見事実が速やかに社長並びに他の取締役连接到される体制を整備しております。

2) 決定事実について

「会社情報適時開示ガイドブック」等を参考にし、必要に応じて社外専門家に相談して、開示内容及び開示タイミングを決定いたします。

3) 決算情報について

45日以内に開示するべく、予算管理規程に沿って常に予算執行の進捗動向を把握するとともに事前計画・調整を行い、実績と環境を意識した開示準備体制としております。また、早期開示対応を可能とするべく、監査法人等の監査日程調整を事前に行い、開示日までの日程を作成して開示準備の進捗を管理しております。

② 変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ります。

具体的には、当社は取締役の早朝ミーティングにより、重要な事項の発生が認識された時点で、緊急対応の有無と担当取締役とを決定して、取締役間の情報共有を徹底しております。同時に、事柄の内容と性格に応じて、担当取締役からの初回報告の時機を設定し、必要に応じて社外専門家への相談等の実施を決定しております。

重要な事柄や経営の意思決定は取締役会にて決定します。緊急を要する場合には直ぐに臨時取締役会を開催して機関決定をいたします。決定事項に基づく業務執行の迅速性については、担当取締役以外の取締役が当該事項の業務執行について担当取締役の報告を求めることにより迅速性を確保しております。

また、当社は、取締役会の開催有無に係わらず、日常的に監査役と緊密に連絡をとっております。経営の意思決定を必要とする事項の発生が認識された時点で直ぐに、監査役にその内容と対処方針を報告して監査役の意見を求め、取締役による決定の参考にいたします。

③ 健全な企業倫理に基づくコンプライアンス体制を構築し、各ステークホルダーの信頼を得て、事業活動を展開いたします。

具体的には、当社の事業は、クライアント企業、情報を受け取る消費者、並びに従業員や地域など、社会的に大きな影響を与える可能性があるものであると認識しております。したがって当社のコンプライアンスは極めて重大であり重要であることの認識を社内で十分に徹底しております。当社の従業員は、常に倫理規程を基本とした行動規範に基づき行動するとともに、クライアント業界での広告規制等の習得や他社の広告事例の検討を実施しております。

社内コンプライアンス体制の強化として、内部通報制度を制定し運用しております。さらに、当社の事業活動に関連する法令並びに諸規則遵守の徹底及び法令違反が発生した場合の対応について、「法令違反防止および対策規程」を制定しております。同規程の実施により、法令遵守の社内責任体制を明確にした上で、法令違反の発

生を未然に防止する体制を整備しております。また、万が一、法令違反が発生した場合には、直ぐに事実調査と関係官庁へ報告及び情報開示をおこなうとともに、速やかな再発防止対策の決定実行のための社内体制を整備しております。

- ④ 今後も企業の成長に応じて、コーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標といたします。

具体的には、当社は小規模組織であることの長所を十分に活かし、当社の状況の変化、環境の変化、並びに金融商品取引法の要請事項について迅速に対応すべく、コーポレート・ガバナンス体制の修正変更が必要な場合には、年度の途中であるか否かに係わらず、直ぐに検討し社外専門家の意見を参考にして、修正変更を実施いたします（例：業務フローの修正や発生リスクに対する事前管理の補完）。

また、平成19年4月9日開催取締役会において会社法に基づき「内部統制の基本方針及び体制」を決議し、平成19年9月27日開催取締役会において、金融商品取引法等に基づき「内部統制の基本計画及び方針」を決議しております。今後も、毎年度初めまでに社外専門家の意見を参考にして、継続的にコーポレート・ガバナンス体制修正変更の必要性の有無について確認を実施する予定です。

(2) コーポレート・ガバナンスに対する施策の実施状況

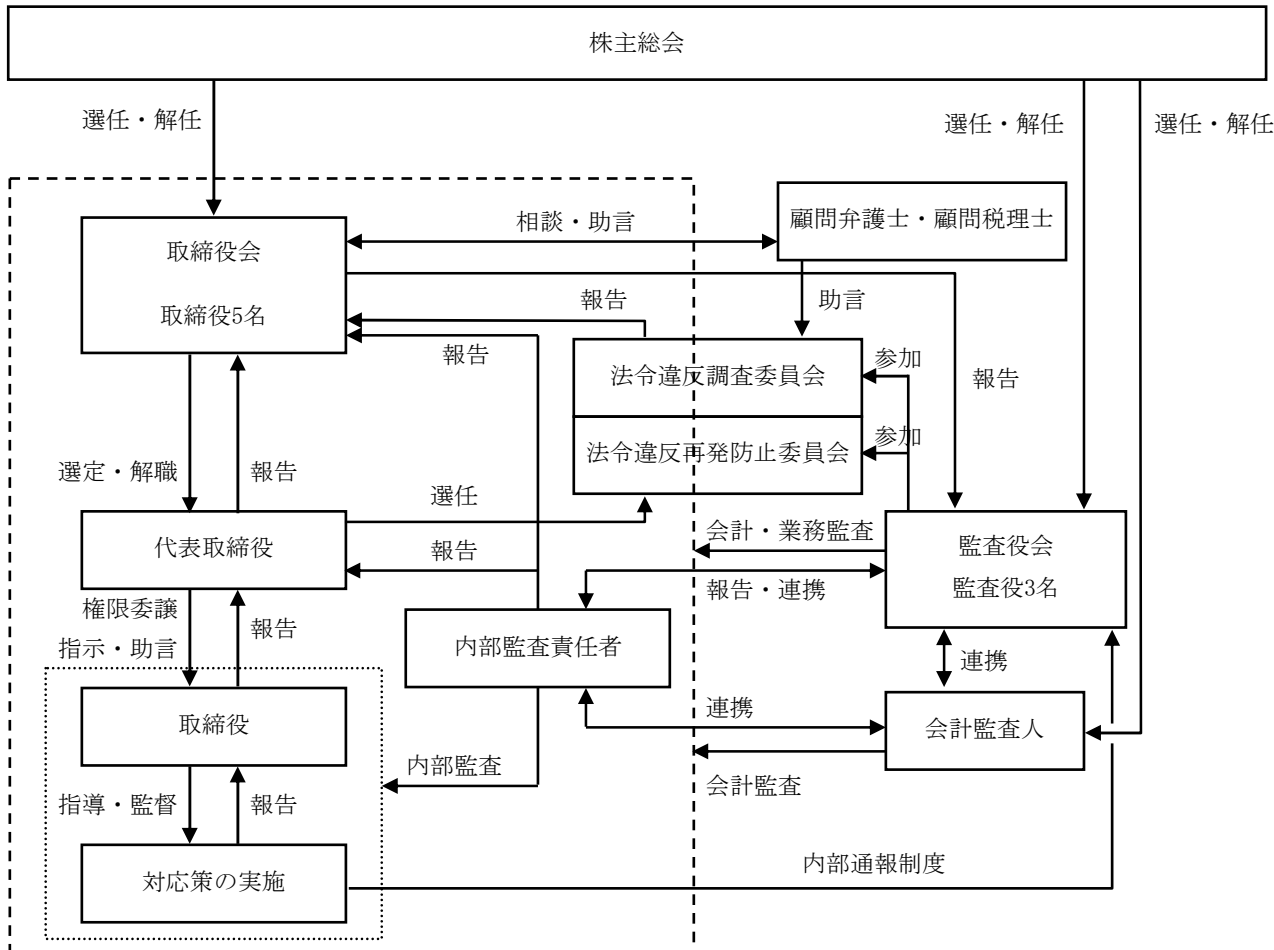
A) 会社の機関設計

① 会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関は、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人であります。

② 会社の機関と内部統制の関係

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は、本書提出日現在下記のとおりであります。



③ 会社の機関及び機能について

1) 取締役会

当社の取締役会は、当社の現状の規模並びに意思決定の迅速性を重要と考え、取締役5名で構成されており、原則月1回の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社規程に定められた経営に関する重要事項を決議し、業務執行の進捗確認と報告及び各取締役の業務執行を監督しております。月次決算については、定例取締役会において予算と実績の比較検討を行い、迅速な経営判断に努めております。また、監査役が取締役会出席により、取締役の職務執行を監視するとともに、社外監査役との意見交換を通じて、会社見解と社会情勢等との乖離が生じていないかの確認をしております。

2) 監査役及び監査役会

当社は、監査役3名（うち1名は常勤監査役、うち2名は非常勤、社外監査役）で監査役会を構成し、監査役会で決定された監査役会規程に基づき策定された監査方針及び監査計画によって会計監査及び業務監査を実施しております。監査役は、取締役会及び重要な会議への出席、会社の会計帳簿及び会社財産の調査、並びに各部門の業務執行状況を調査して、不正行為または法令もしくは定款、規程に違反する事実の発生防止に努めております。また、監査役会は、監査法人及び内部監査責任者との緊密な情報交換を実施して、適切な三様監査を実現するべく相互の連携を図っております。

3) 内部監査責任者

当社は、小規模組織に適した内部監査機能を確保するべく、内部監査の専任部門設置に代えて代表取締役が内部監査責任者2名を任命し、内部監査責任者が内部監査計画の策定及び内部監査の実施を行っております。内部監査責任者は、管理部を除く部門の監査は取締役管理部長が、管理部の監査は取締役営業部長が任命され、内部監査内容及び結果はすべて代表取締役並びに取締役会に報告しております。内部監査責任者は、不正行為を未然に防止するために、及び効率的な業務執行のために、被監査部門に対して改善事項の指摘と指導を行い、被監査部門は業務改善を実施しその状況を報告します。このように業務改善を通じて、遵法経営の確保及び効率的な業務執行による会社の業績向上に寄与することを目的として実効性の高い内部監査を実施しております。なお、監査法人とは内部監査の状況並びにその結果に関する情報について相互に意見交換を行うなどの連携を図っております。

4) 法令遵守責任者

当社は、法令遵守の重要性を十分に認識し、日常の業務遂行において法令違反の発生がないように万全を期しております。法令遵守の徹底についての責任者を設定し、日常業務の遂行において法令遵守について疑義が生じたときには社員は法令遵守責任者の指示に従うこととしております。法令遵守責任者は、常に関連法令の改訂や運用・解釈の情報を収集し精通するとともに、必要に応じて社外の専門機関や専門家の意見を入手して、法令遵守について誤った判断を防止することに努めております。

5) 法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会

万が一、法令違反の事実が発生した場合には、直ぐに法令違反調査委員会により事実関係の調査を実行し取締役会に報告することとしております。また、法令違反調査委員会の調査報告をもとに、法令違反再発防止委員会により速やかに再発防止対策を検討し取締役会に報告し、取締役会が再発防止対策及び実施責任者を決定し実行いたします。法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会の委員には、監査役が参加することとしております。

6) 会計監査人

当社は、監査法人ハイビスカスを会計監査人に選任して監査契約を締結しており、会計処理や決算内容について監査を受けております。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

監査法人ハイビスカス代表社員 堀 俊介

監査法人ハイビスカス代表社員 大塚 克幸

(注) 継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

ロ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 1名

B) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保することを目的として、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 倫理規程を制定実施して、取締役並びに従業員が法令及び定款を遵守することの徹底を図っております。
- 2) 監査役は、取締役並びに従業員の業務執行が法令及び定款に違反する事実または恐れがないかを監査しております。
- 3) 内部監査責任者は、取締役並びに従業員の法令及び定款遵守状況を監査し代表取締役並びに取締役会に報告するとともに、監査役と連携をとり、取締役並びに従業員の法令及び定款遵守について問題が発生することを未然に防止するべく努めております。
- 4) 当社は、法律事務所及び税務会計事務所と顧問契約を締結し、経営全般に亘って適宜相談し、助言等を受けております。
- 5) 当社は、内部通報制度を設け、従業員が、業務執行に関して法令及び定款等に違反する事実または恐れがあると認識した場合には、直接に監査役に対してその旨を通報できる体制を整備しております。
- 6) 当社は、社内法令遵守責任者を設定して法令遵守の徹底を強化し、法令違反の発生を未然に防止する体制を整備しております。万が一、法令違反が発生した場合には、法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会により、事実関係の調査及び再発防止対策を検討して取締役会に報告し、適切な情報開示及び再発防止対策を決定し実行する体制を整備しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存するとともに、取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる環境を整備しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、小規模である機動性を強みとして活かすべく、毎日早朝に原則取締役5名によるミーティングを実施しております。この早朝ミーティングでは、主に日々の業務執行の進捗並びに問題点とその対策を協議しており、取締役全員の情報の共有を通じて、潜在的なリスクの発見とその顕在化の未然防止、及び顕在化したリスクへの迅速な対処を最重要目的としております。新たに発見された、または、新たに発生したリスクについては、速やかに担当取締役を定め、当該リスクへの対処の状況について随時進捗を確認しております。
- 2) 緊急事態が発生した場合に備え、社内の連絡体制と電話番号に加えて、社外の広告媒体各社及び外注先の緊急連絡先を含めた緊急時連絡網を整備して、緊急時の連絡を迅速に、かつ漏れなく実施する体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

組織規程、職務権限規程、稟議決裁規程及び取締役会規程等に基づき、取締役の職務を執行するとともに、以下の方針により取締役の職務執行の効率化を図っております。

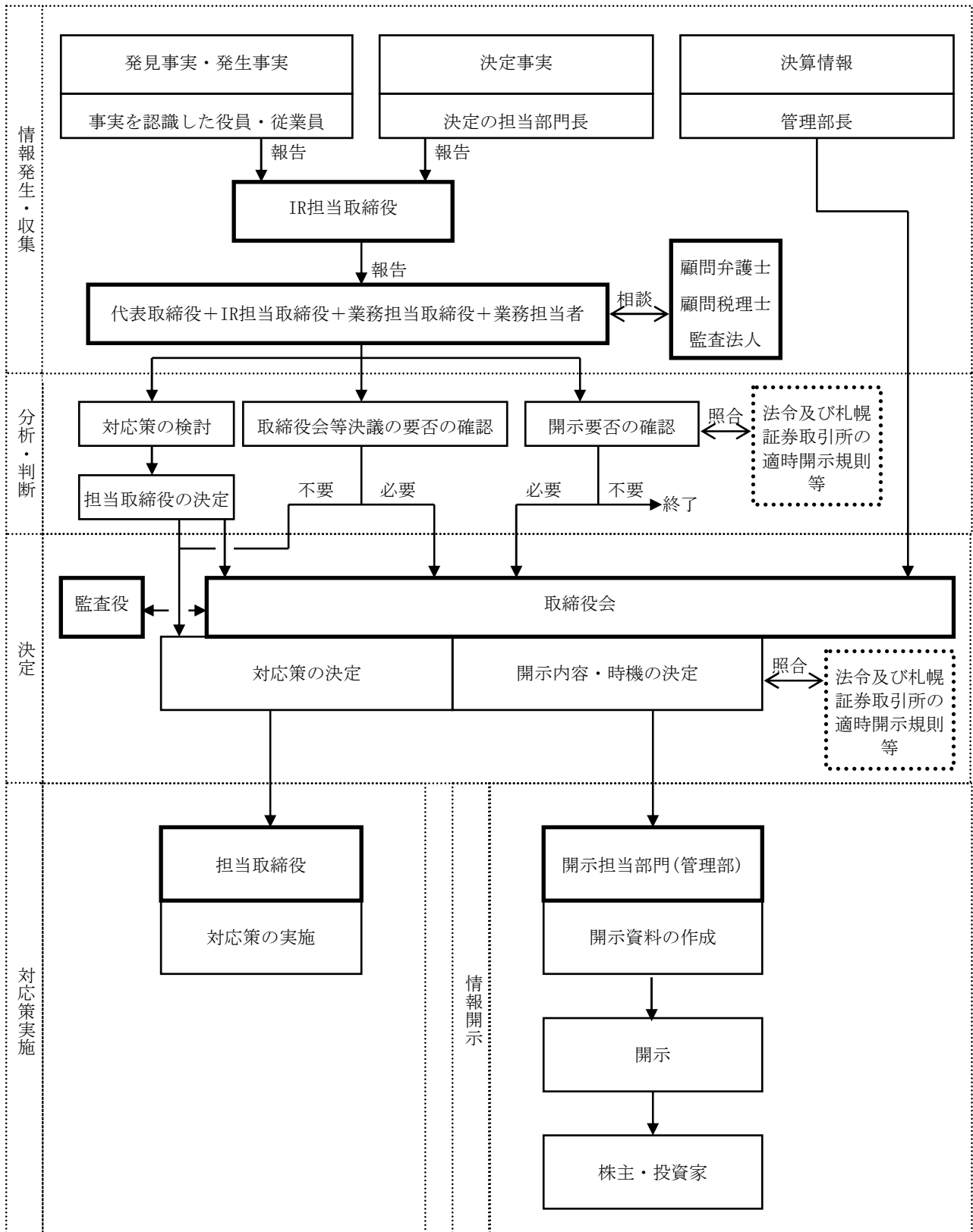
- 1) 職務権限委譲と職務権限・決裁基準の策定
- 2) 取締役会による中期経営計画、年度経営計画の策定と、予算管理規程に基づく年度、半期、四半期及び月次予算の予算設定と実績管理の実施
- 3) 取締役会による毎月度月次予算実績分析検討の実施
- 4) 取締役早朝ミーティング等による取締役間における情報共有の徹底により、迅速かつ適格な問題点の有無の確認、並びに対策の検討と実施
- 5) 内部監査の実施を通じて、取締役の職務執行が法令及び定款等、各規程、並びに経営計画に準拠して効率的に行われているかについて確認

⑤ 監査役の監査に関する体制

- 1) 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定の状況を把握するとともに必要に応じて意見を述べております。また、全体会議など重要な会議に出席して、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握しております。
- 2) 監査役は定期的に、また必要に応じて代表取締役と会合をもち意見交換を実施しております。
- 3) 監査役は、監査法人及び内部監査責任者と緊密な連携を保ち、必要に応じて監査法人監査並びに内部監査の状況について報告を求めています。
- 4) 監査役は、取締役及び使用人に対して職務執行を調査し、また会社財産を調査する権限を有しており、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができます。
- 5) 取締役及び使用人は、会社の財産、経営等に著しい影響を及ぼす可能性がある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告をすることとしております。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役がその使用人を選定して監査役の職務を補助することとし、当該使用人はその任を解かれるまでの間において、取締役から独立し監査役の指示に従うこととする体制としております。

(3) 緊急事態対応及び情報適時開示の体制

当社は迅速な経営判断とともに情報適時開示の重要性を認識し、積極的に情報開示に努めるとの方針のもとに、当社の業績に影響を与える、あるいは与える可能性のある事項についての、緊急事態対応及び情報適時開示に関する体制を整備しております。当社の体制は、本書提出日現在下記のとおりであります。



(4) 役員報酬の内容

第33期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。なお、社外監査役2名には報酬を支払っておりません。

取締役及び監査役に対する報酬

取締役5名に支払った報酬 53,480千円

監査役1名に支払った報酬 640千円

計 54,120千円

なお、上記の記載金額には、使用人兼務役員の使用人給与相当額の金額を含んでおりません。

(5) 監査報酬の内容

第33期における監査法人ハイビスカスに対する監査報酬 3,500千円

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬のみで、それ以外の業務に基づく報酬はありません。

(6) 会社と会社の社外監査役との関係

社外監査役2名と当社とは、人的関係、取引関係及び利害関係はありません。なお、本書提出日現在下記に記載のとおり資本関係があります。

非常勤 社外監査役 菅井 朗 （資本関係はありません。）

非常勤 社外監査役 森岡 幸人 （普通株式10,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.38%）

当社の定款においては、社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、本書提出日現在、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における取締役選任決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨定款に定めております。これは、剰余金の配当（中間配当）を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年7月1日から平成19年6月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券会員制法人札幌証券取引所の有価証券上場規程第3条第7項の規定に基づき、旧証券取引法第193条の2の規定に準じて、前事業年度（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）及び当事業年度（平成18年7月1日から平成19年6月30日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年6月30日)		当事業年度 (平成19年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金	※1	262,221		293,325	
2. 受取手形	※2	17,977		16,364	
3. 売掛金		125,523		149,478	
4. 制作支出金	※3	3,140		6,562	
5. 前渡金		722		—	
6. 前払費用		8,915		12,289	
7. 繰延税金資産		3,624		1,132	
8. その他		198		781	
貸倒引当金		△3,663		△580	
流動資産合計		418,660	94.0	479,354	94.7
II 固定資産					
(1) 有形固定資産					
1. 建物		6,245		6,245	
減価償却累計額		4,053	2,192	4,386	1,859
2. 車両運搬具		686		686	
減価償却累計額		393	293	487	199
3. 工具、器具及び備品		1,658		4,279	
減価償却累計額		328	1,330	1,280	2,999
有形固定資産合計			3,815		5,057
			0.9		1.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年6月30日)		当事業年度 (平成19年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(2) 無形固定資産					
1. ソフトウェア		2,843		3,516	
2. 電話加入権		821		821	
無形固定資産合計		3,664	0.8	4,337	0.9
(3) 投資その他の資産					
1. 投資有価証券		5,593		4,929	
2. 破産更生債権等		38		226	
3. 長期前払費用		344		—	
4. 保険積立金		6,009		6,320	
5. 差入保証金	※1	5,491		5,491	
6. 会員権		1,988		596	
貸倒引当金		△ 419		△226	
投資その他の資産合計		19,045	4.3	17,337	3.4
固定資産合計		26,525	6.0	26,732	5.3
資産合計		445,186	100.0	506,087	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 支払手形		113,000		133,267	
2. 買掛金		98,643		86,535	
3. 1年以内返済予定 長期借入金		11,002		552	
4. 未払金		9,111		16,999	
5. 未払費用		2,149		6,731	
6. 未払法人税等		33,419		13,408	
7. 未払消費税等		3,604		4,781	
8. 預り金		6,668		6,334	
9. 役員賞与引当金		3,900		—	
流動負債合計		281,499	63.2	268,610	53.1

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年6月30日)		当事業年度 (平成19年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
II 固定負債					
1. 長期借入金			28,656		154
2. 繰延税金負債			1,098		1,131
固定負債合計			29,754	6.7	1,285
負債合計			311,254	69.9	269,895
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			30,000	6.7	90,000
2. 利益剰余金					
(1)利益準備金		5,000			7,500
(2)その他利益剰余金					
別途積立金		35,000			75,000
繰越利益剰余金		61,823			62,081
利益剰余金合計			101,823	22.9	144,581
株主資本合計			131,823	29.6	234,581
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差 額金			2,108	0.5	1,610
評価・換算差額等合計			2,108	0.5	1,610
純資産合計			133,931	30.1	236,191
負債純資産合計			445,186	100.0	506,087

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)		当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高	※		1,256,774	100.0		1,442,964	100.0	
II 売上原価			983,487	78.3		1,143,993	79.3	
売上総利益			273,286	21.7		298,970	20.7	
III 販売費及び一般管理費			180,615	14.4		214,727	14.9	
営業利益			92,671	7.4		84,243	5.8	
IV 営業外収益								
1. 受取利息			19			94		
2. 受取配当金			140			95		
3. 受取手数料			74			139		
4. その他			71	305	0.0	155	485	0.0
V 営業外費用								
1. 支払利息			766			592		
2. 新株発行費			168			—		
3. 株式交付費			—			709		
4. 支払保証料			200	1,134	0.1	352	1,653	0.1
経常利益				91,843	7.3		83,074	5.8
VI 特別利益								
1. 貸倒引当金戻入益			—	—	—	3,085	3,085	0.2
VII 特別損失								
1. 会員権評価損			980			—		
2. 貸倒引当金繰入額			38	1,019	0.1	226	226	0.0
税引前当期純利益				90,823	7.2		85,933	6.0
法人税、住民税及び事業税			41,750			34,295		
法人税等調整額		△2,354	39,395	3.1	2,880	37,176	2.6	
当期純利益			51,428	4.1		48,757	3.4	

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)		当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 当期取扱仕入高		545,614	55.5	641,488	56.1
II 制作原価					
1. 外注費		392,868		435,107	
2. 労務費		38,599		56,421	
3. その他		6,404		10,975	
制作原価計		437,872	44.5	502,505	43.9
当期売上原価		983,487	100.0	1,143,993	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
平成17年6月30日残高（千円）	10,000	5,000	20,000	28,716	53,716	63,716
事業年度中の変動額						
新株の発行	20,000					20,000
利益処分による役員賞与				△3,000	△3,000	△3,000
別途積立金の積立			15,000	△15,000	—	—
剰余金の配当				△2,000	△2,000	△2,000
過年度税効果調整額				1,678	1,678	1,678
当期純利益				51,428	51,428	51,428
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）	20,000	—	15,000	33,106	48,106	68,106
平成18年6月30日残高（千円）	30,000	5,000	35,000	61,823	101,823	131,823

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成17年6月30日残高（千円）	—	—	63,716
事業年度中の変動額			
新株の発行			20,000
利益処分による役員賞与			△3,000
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△2,000
過年度税効果調整額			1,678
当期純利益			51,428
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2,108	2,108	2,108
事業年度中の変動額合計（千円）	2,108	2,108	70,215
平成18年6月30日残高（千円）	2,108	2,108	133,931

当事業年度（自平成18年7月1日 至平成19年6月30日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年6月30日残高（千円）	30,000	5,000	35,000	61,823	101,823	131,823
事業年度中の変動額						
新株の発行	60,000					60,000
利益準備金の積立		2,500		△2,500	—	—
別途積立金の積立			40,000	△40,000	—	—
剰余金の配当				△6,000	△6,000	△6,000
当期純利益				48,757	48,757	48,757
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）	60,000	2,500	40,000	257	42,757	102,757
平成19年6月30日残高（千円）	90,000	7,500	75,000	62,081	144,581	234,581

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成18年6月30日残高（千円）	2,108	2,108	133,931
事業年度中の変動額			
新株の発行			60,000
利益準備金の積立			—
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△6,000
当期純利益			48,757
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△497	△497	△497
事業年度中の変動額合計（千円）	△497	△497	102,259
平成19年6月30日残高（千円）	1,610	1,610	236,191

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		90,823	85,933
減価償却費		1,011	2,225
貸倒引当金の増加額 (△減少額)		2,602	△3,276
役員賞与引当金の増加 額 (△減少額)		3,900	△3,900
受取利息及び受取配当 金		△53	△190
支払利息		766	592
新株発行費		168	—
株式交付費		—	709
会員権評価損		980	—
売上債権の減少額 (△ 増加額)		30,139	△22,341
たな卸資産の増加額		△3,037	△3,421
未払消費税等の増加額		—	1,176
仕入債務の増加額		7,196	8,882
役員賞与の支払額		△3,000	—
その他 (純額)		△8,292	7,097
小計		123,205	73,486
利息及び配当金の受取 額		43	112
利息の支払額		△827	△530
法人税等の支払額		△23,406	△54,306
営業活動によるキャッ シュ・フロー		99,015	18,761

		前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金等の預入による支出		△59,000	△46,000
定期預金等の払戻による収入		27,000	48,000
投資有価証券の取得による支出		—	△190
有形固定資産の取得による支出		△2,004	△1,367
有形固定資産の売却による収入		18,000	—
無形固定資産の取得による支出		△3,077	△1,520
会員権の取得による支出		△676	—
会員権の売却による収入		—	1,392
その他		△307	△311
投資活動による キャッシュ・フロー		△20,065	3
III 財務活動による キャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		△11,952	△38,952
株式の発行による収入		19,832	59,291
配当金の支払額		△2,000	△6,000
財務活動による キャッシュ・フロー		5,880	14,339
IV 現金及び現金同等物の 増加額		84,829	33,103
V 現金及び現金同等物の 期首残高		100,391	185,221
VI 現金及び現金同等物の 期末残高	※	185,221	218,325

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。</p> <hr/>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>個別法による原価法を採用しておりま す。</p>	<p>同左</p>
3. 固定資産の減価償却の方 法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。なお、 主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 10～15年 工具、器具及び備品 4～6年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 ただし、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用見込可能 期間(5年)に基づく定額法を採用し ております。</p>	<p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しており ます。</p> <hr/>	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理してお ります。 (繰延資産の会計処理に関する当面の 取扱い) 当事業年度より、「繰延資産の会計 処理に関する当面の取扱い」(企業会 計基準委員会 平成18年8月11日 実 務対応報告第19号)を適用しておりま す。</p>

項目	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は3,900千円減少しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) _____</p>
6. 収益の計上基準	<p>(1) 媒体広告売上 雑誌・新聞については広告掲載日、テレビ・ラジオについては、放送日によっております。</p> <p>(2) 販促物納入売上 販促物の納入日によっております。</p>	<p>(1) 媒体広告売上 同左</p> <p>(2) 販促物納入売上 同左</p>
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。	同左
9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月 30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 7月 1日 至 平成19年 6月 30日)</p>
<p>(制作に係る費用の計上区分) 従来、広告及び印刷物のデザイン等の制作に係る費用については、販売費及び一般管理費として計上していましたが、当事業年度より売上原価に計上する方法に変更しております。 これは、制作に係る費用が売上と対応する性格を有することから、収益構造をよりの確に表示するためであります。 なお、従来と比較して、この変更による影響額は、販売費及び一般管理費は42,987千円減少し、売上原価は42,987千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(固定資産の減損に関する会計基準) 当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5号 平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号 平成17年12月 9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は133,931千円です。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(減価償却費の算出方法の変更) 当事業年度より法人税法の改正に伴い、平成19年 4月 1日以降取得の減価償却資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月 30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 7月 1日 至 平成19年 6月 30日)</p>
<p>_____</p>	<p>(損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書) 前事業年度において、「新株発行費」として掲記されていたものは、当事業年度から「株式交付費」と表示しております。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月 30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 7月 1日 至 平成19年 6月 30日)</p>
<p>(金融商品会計) 当事業年度より金融商品会計基準を適用しております。</p> <p>これにより貸倒引当金は、従来、一般債権について法人税法の規定に基づく法定繰入率による繰入限度相当額を計上していましたが、当事業年度より貸倒実績率による繰入限度相当額を計上する方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合と比較して、貸倒引当金が1,159千円増加し、営業利益、経常利益及び税前当期利益は1,159千円減少しております。</p> <p>また、その他有価証券のうち時価のあるものの評価の方法について、金融商品に係わる会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年 1月 22日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較してその他有価証券評価差額金が2,108千円計上されたほか、投資有価証券が3,615千円、繰延税金負債が1,507千円、それぞれ増加しております。なお、この変更による損益に与える影響はありません。</p> <p>(税効果会計) 当事業年度より税効果会計を適用しております。これに伴い従来税効果会計を適用していない場合と比較して、繰延税金資産4,033千円及び繰越利益剰余金1,678千円がそれぞれ増加するとともに、当期純利益が2,354千円増加しております。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(役員賞与引当金) 当社は、前事業年度において、役員の賞与の支給に備えるため、当該期間に負担すべき支給見込額を役員賞与引当金として計上していましたが、期末日以前に開催された取締役会決議において支給額が確定しているため、当事業年度より負担額を未払費用に計上しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年6月30日)	当事業年度 (平成19年6月30日)												
<p>※1. 広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入 れております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">15,200千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>差入保証金</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,461千円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">16,661千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	15,200千円	<u>差入保証金</u>	<u>1,461千円</u>	計	16,661千円	<p>※1. 広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入 れております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">15,200千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>差入保証金</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,461千円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">16,661千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	15,200千円	<u>差入保証金</u>	<u>1,461千円</u>	計	16,661千円
現金及び預金	15,200千円												
<u>差入保証金</u>	<u>1,461千円</u>												
計	16,661千円												
現金及び預金	15,200千円												
<u>差入保証金</u>	<u>1,461千円</u>												
計	16,661千円												
<p>※2. _____</p>	<p>※2. 期末日満期手形</p> <p>期末満期手形の会計処理は、手形交換日をもって 決済処理しております。なお、当事業年度の末日は 金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形 が期末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">1,308千円</td> </tr> </table>	受取手形	1,308千円										
受取手形	1,308千円												
<p>※3. 広告物の制作等は工程毎にそれぞれの外注先を使 用しております。よって制作工程の途中にあるもの で、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先 への支払額及び支払の確定した金額を集計したもの であります。</p>	<p>※3. 同左</p>												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)																												
<p>※ 販売費に属する費用のおおよその割合は46%、一 般管理費に属するおおよその割合は54%でありま す。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">43,160千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,900千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">55,843千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td> <td style="text-align: right;">9,660千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">865千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払賃借料</td> <td style="text-align: right;">14,451千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,563千円</td> </tr> </table>	役員報酬	43,160千円	役員賞与引当金繰入額	3,900千円	給与手当	55,843千円	法定福利費	9,660千円	減価償却費	865千円	支払賃借料	14,451千円	貸倒引当金繰入額	2,563千円	<p>※ 販売費に属する費用のおおよその割合は47%、一 般管理費に属するおおよその割合は53%でありま す。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">50,020千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与</td> <td style="text-align: right;">4,100千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">65,863千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td> <td style="text-align: right;">12,147千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,552千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払賃借料</td> <td style="text-align: right;">13,707千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保険料</td> <td style="text-align: right;">11,816千円</td> </tr> </table>	役員報酬	50,020千円	役員賞与	4,100千円	給与手当	65,863千円	法定福利費	12,147千円	減価償却費	1,552千円	支払賃借料	13,707千円	保険料	11,816千円
役員報酬	43,160千円																												
役員賞与引当金繰入額	3,900千円																												
給与手当	55,843千円																												
法定福利費	9,660千円																												
減価償却費	865千円																												
支払賃借料	14,451千円																												
貸倒引当金繰入額	2,563千円																												
役員報酬	50,020千円																												
役員賞与	4,100千円																												
給与手当	65,863千円																												
法定福利費	12,147千円																												
減価償却費	1,552千円																												
支払賃借料	13,707千円																												
保険料	11,816千円																												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	20,000	280,000	—	300,000

(注) 普通株式の当事業年度増加株式数280,000株は、株主割当による新株発行40,000株並びに株式分割(1株を5株)による増加240,000株によるものです。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成17年8月21日 定時株主総会	普通株式	2,000	100	平成17年6月30日	平成17年8月21日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年9月21日 定時株主総会	普通株式	6,000	利益剰余金	20	平成18年 6月30日	平成18年 9月22日

当事業年度(自平成18年7月1日 至平成19年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	300,000	120,000	—	420,000

(注) 発行済株式数の当期増加120,000株は第三者割当による新株発行です。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年9月21日 定時株主総会	普通株式	6,000	20	平成18年6月30日	平成18年9月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年9月27日 定時株主総会	普通株式	8,400	利益剰余金	20	平成19年 6月30日	平成19年 9月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年6月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 262,221	現金及び預金勘定 293,325
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△77,000</u>	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△75,000</u>
現金及び現金同等物 <u>185,221</u>	現金及び現金同等物 <u>218,325</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両運搬具	9,700	2,565	7,135	車両運搬具	9,700	3,705	5,995
合計	9,700	2,565	7,135	合計	9,700	3,705	5,995
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内		1,260千円		1年内		1,260千円	
1年超		6,205千円		1年超		4,945千円	
合計		7,465千円		合計		6,205千円	
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料		1,654千円		支払リース料		1,260千円	
減価償却費相当額		1,490千円		減価償却費相当額		1,140千円	
支払利息相当額		141千円		支払利息相当額		115千円	
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
(6) 減損損失について				(6) 減損損失について			
リース資産に配分された減損損失はありません。				同左			

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年6月30日)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上 額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	1,977	5,593	3,615
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,977	5,593	3,615
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,977	5,593	3,615

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)
該当事項はありません。
5. 時価評価されていない主な有価証券の内容
該当事項はありません。
6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

当事業年度（平成19年6月30日）

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上 額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,977	4,739	2,762
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,977	4,739	2,762
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,977	4,739	2,762

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年7月1日 至平成19年6月30日）
該当事項はありません。

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	190

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）及び当事業年度（自平成18年7月1日 至平成19年6月30日）ともに、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は特定退職金共済制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務は、特定退職金共済制度が確定拠出であるため、残高はありません。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
特定退職金共済掛金 (千円)	1,215	1,092

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)

当社は、ストック・オプションを付与していません。

当事業年度(自平成18年7月1日 至平成19年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 13名	当社取締役 3名 当社監査役 1名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 17,700株	普通株式 9,000株	普通株式 15,000株
付与日	平成18年11月30日	平成18年11月30日	平成18年11月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりませんが、権利行使条件を次のように付しております。 (新株予約権の行使の条件) 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は行使することができなくなるものとする。 (1) 本新株予約権を行使する以前に当会社または当会社グループ(将来の当会社グループを含む)の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合・・・当該事実該当した時 (2) 新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実該当した時 (3) 新株予約権者が、付与された権利の譲渡、質入れその他の処分をした場合・・・当該事実該当した時 (4) 前3号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社が決定できるものとする。	同左	権利確定条件は定めておりませんが、権利行使条件を次のように付しております。 (新株予約権の行使の条件) 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は行使することができなくなるものとする。 (1) 本新株予約権を行使する以前に当会社または当会社グループ(将来の当会社グループを含む)の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合・・・当該事実該当した時 (2) 新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実該当した時 (3) 前2号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社が決定できるものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成20年11月16日から平成23年6月30日まで	同左	平成18年12月1日から平成25年6月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（自平成18年7月1日 至平成19年6月30日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	17,700	9,000	15,000
失効	500	—	—
権利確定	—	—	15,000
未確定残	17,200	9,000	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	15,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	15,000

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権、第2回新株予約権並びに第3回新株予約権の付与日における公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であることから、ストック・オプション等に関する会計基準（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及びストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）により、公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値の見積りによって算出しております。単位当たりの本源的価値とは、当社株式の評価額と権利行使価格との差額であります。

当社株式の評価額は、平成18年11月29日付の第三者割当増資の発行価格500円であり、当該第三者割当増資の発行価格は、時価純資産方式により算出された価格を参考に決定した価格であります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

②当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

6. 財務諸表への影響額

付与時における本源的価値がないことから、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年6月30日)	当事業年度 (平成19年6月30日)																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産（流動）</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">675</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;"><u>2,948</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right;"><u>3,624</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（固定）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会員権評価損</td> <td style="text-align: right;"><u>△409</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債（固定）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;"><u>1,507</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,098</u></td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100分の5以下であったため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産（流動）	(千円)	貸倒引当金損金算入限度超過額	675	未払事業税否認	<u>2,948</u>	繰延税金資産計	<u>3,624</u>			繰延税金資産（固定）		会員権評価損	<u>△409</u>	繰延税金負債（固定）		その他有価証券評価差額金	<u>1,507</u>	繰延税金負債の純額	<u>1,098</u>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産（流動）</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;"><u>1,111</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right;"><u>1,132</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（固定）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一括償却資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;"><u>△20</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債（固定）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;"><u>1,151</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,131</u></td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	繰延税金資産（流動）	(千円)	一括償却資産償却超過額	20	未払事業税否認	<u>1,111</u>	繰延税金資産計	<u>1,132</u>			繰延税金資産（固定）		一括償却資産償却超過額	<u>△20</u>	繰延税金負債（固定）		その他有価証券評価差額金	<u>1,151</u>	繰延税金負債の純額	<u>1,131</u>
繰延税金資産（流動）	(千円)																																								
貸倒引当金損金算入限度超過額	675																																								
未払事業税否認	<u>2,948</u>																																								
繰延税金資産計	<u>3,624</u>																																								
繰延税金資産（固定）																																									
会員権評価損	<u>△409</u>																																								
繰延税金負債（固定）																																									
その他有価証券評価差額金	<u>1,507</u>																																								
繰延税金負債の純額	<u>1,098</u>																																								
繰延税金資産（流動）	(千円)																																								
一括償却資産償却超過額	20																																								
未払事業税否認	<u>1,111</u>																																								
繰延税金資産計	<u>1,132</u>																																								
繰延税金資産（固定）																																									
一括償却資産償却超過額	<u>△20</u>																																								
繰延税金負債（固定）																																									
その他有価証券評価差額金	<u>1,151</u>																																								
繰延税金負債の純額	<u>1,131</u>																																								

(持分法損益等)

前事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）

持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成18年7月1日 至平成19年6月30日）

持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び個人 主要株主	浅井 一	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接 67.0 (注2)	-	-	借入債務 に対する 債務被保証	38,400 (注3、 5)	-	-
								リース債務 に対する 債務被保証	9,677 (注4、 5)	-	-
								本社及び 青森営業 所建物賃 貸契約に かかる債務 被保証	- (注5)	-	-
								株主割当 増資の引 受割当	13,400 (注6)	-	-
	本間広則	-	-	当社 常務取締役	(被所有) 直接 13.0 (注2)	-	-	株主割当 増資の引 受割当	2,600 (注6)	-	-
代表取締役 の近親者	浅井亮介	-	-	-	(被所有) 直接 10.0 (注2)	-	-	株主割当 増資の引 受割当	2,000 (注6)	-	-
代表取締役 の近親者	浅井昇平	-	-	-	(被所有) 直接 10.0 (注2)	-	-	株主割当 増資の引 受割当	2,000 (注6)	-	-

- (注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 事業年度末における被所有割合を表示しております。
3. 事業年度末における、被保証の対象となっている借入残高を表示しております。
4. 事業年度末における、被保証の対象となっているリース契約の、リース料支払予定残高を表示しております。
5. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社の金融機関に対する債務保証を受けているが、保証料の支払は行っておりません。
6. 平成18年5月30日発行の新株引受によるものであります。

当事業年度（自平成18年7月1日 至平成19年6月30日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び個人 主要株主	本間広則	—	—	当社 常務取締役	(被所有) 直接 10.7 (注2)	—	—	第三者割 当増資の 引受割当	3,000 (注3)	—	—
	森岡幸人	—	—	当社 監査役	(被所有) 直接 2.4 (注2)	—	—	第三者割 当増資の 引受割当	5,000 (注3)	—	—
	工藤 禎	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 1.4 (注2)	—	—	第三者割 当増資の 引受割当	3,000 (注3)	—	—
	横濱 敦	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 1.0 (注2)	—	—	第三者割 当増資の 引受割当	2,000 (注3)	—	—
	中島雅人	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 0.5 (注2)	—	—	第三者割 当増資の 引受割当	1,000 (注3)	—	—
役員等により 総株主の 議決権の過 半数が所有 されている 会社	(株)パート ナーズ	札幌市 東区	9,000	財産保全 会社	(被所有) 直接 3.9 (注2)	—	—	第三者割 当増資の 引受割当	8,100 (注3)	—	—

- (注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 事業年度末日における被所有割合を表示しております。
 3. 平成18年11月29日発行の新株の有償第三者割当増資によるものであります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)		当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)					
1株当たり純資産額	446.44円	1株当たり純資産額	562.36円				
1株当たり当期純利益金額	437.56円	1株当たり当期純利益金額	131.77円				
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成18年6月30日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。1株当たり情報は、当期首に株式分割が行われたと仮定して算出してしております。</p> <p>なお、当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前事業年度に係る1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプションによる潜在株式がありますが、当社は非上場でありますので期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>637.17円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>234.33円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		1株当たり純資産額	637.17円	1株当たり当期純利益金額	234.33円		
1株当たり純資産額	637.17円						
1株当たり当期純利益金額	234.33円						

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	当事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
当期純利益 (千円)	51,428	48,757
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	51,428	48,757
期中平均株式数 (株)	117,534	370,027
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権3種類 (新株予約権の数41,200個)。これらの詳細は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成18年7月1日 至平成19年6月30日）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)T&Dホールディングス	400	3,332
(株)サンデー	1,210	1,149		
ダイア建設(株)	2,900	258		
マンションデザイン(株)	19	190		
		小計	4,529	4,929
		計	4,529	4,929

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,245	—	—	6,245	4,386	333	1,859
車両運搬具	686	—	—	686	487	93	199
工具、器具及び備品	1,658	2,621	—	4,279	1,280	952	2,999
有形固定資産計	8,590	2,621	—	11,212	6,154	1,378	5,057
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	4,597	1,080	847	3,516
電話加入権	—	—	—	821	—	—	821
無形固定資産計	—	—	—	5,418	1,080	847	4,337

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	パソコン サーバー	2,621
-----------	--------------	-------

- 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
- 当事業年度より法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の減価償却資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。
なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	11,002	552	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	28,656	154	—	平成20年
その他の有利子負債	—	—	—	—
計	39,658	706	—	—

- 当事業年度末残高の1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金は、中小企業総合事業団からの中小企業倒産防止共済制度に基づく、無利息の借入であります。
- 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	154	—	—	—

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,083	806	419	3,663	806
役員賞与引当金	3,900	—	3,900	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額2,000千円、及び個別債権の戻入益1,663千円の合計であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	237
預金	
当座預金	167,773
普通預金	50,314
定期預金	33,000
定期積金	42,000
小計	293,087
合計	293,325

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
フジタ産業(株)	9,129
北海荘建(株)	6,235
(株)フィッシュランド	750
(株)藤井工務店	250
合計	16,364

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
平成19年 6月	1,308
7月	4,676
8月	3,935
9月	4,321
10月	2,123
合計	16,364

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)カネマツ	68,780
(株)ジョイ	28,960
宗教法人ばらと霊園	4,857
大和ハウス工業(株)	6,520
丸紅不動産(株)	4,308
その他	36,051
合計	149,478

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	破産更生債権 等への振替額 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	—	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
125,523	1,512,779	1,488,598	226	149,478	90.9	33.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ニ. 制作支出金

品目	金額 (千円)
折込広告印刷物	2,447
撮影データ	1,206
デザイン制作物	1,067
その他	1,841
合計	6,562

② 流動負債

イ. 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
東洋紙業(株)	61,401
(株)須田製版	29,950
中部印刷(株)	18,218
(株)ワールドクリエート	6,517
(株)文展美術印刷	5,332
その他	11,846
合計	133,267

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
平成18年7月	24,942
8月	30,304
9月	28,141
10月	33,064
11月	16,815
合計	133,267

ロ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
東洋紙業(株)	13,089
(株)道新サービスセンター	12,346
(株)須田製版	7,038
(株)ヨミックス	6,122
(有)岩田広告社	3,449
その他	44,489
合計	86,535

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
株券の種類	10,000株券、1,000株券及び100株券
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	不所持株券の交付、汚損、棄損、株券失効による再発行の場合、株券1枚につき印紙税相当額及び消費税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 支店
買取手数料	無料（注）
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載いたします。ホームページのアドレスは次のとおりです。 http://www.ppi.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が証券会員制法人札幌証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、連動子会社はありません。

1 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第29期 (平成15年6月30日)		第30期 (平成16年6月30日)		第31期 (平成17年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金	※1	51,411		67,422		145,391	
2. 受取手形	※2	45,582		41,667		24,688	
3. 売掛金		118,876		102,606		148,952	
4. 制作支出金	※3	—		—		103	
5. 前渡金		1,446		112		—	
6. 営業外受取手形		—		—		18,000	
7. その他		770		372		40	
貸倒引当金		△1,000		△850		△1,100	
流動資産合計		217,087	72.7	211,330	70.9	336,076	94.7
II 固定資産							
(1)有形固定資産							
1. 建物	※1	54,563		55,711		5,900	
減価償却累計額		21,418	33,145	23,119	32,592	3,741	2,158
2. 車両運搬具		472		978		686	
減価償却累計額		446	25	332	646	256	430
3. 土地	※1		30,721		30,721		—
有形固定資産合計			63,892	21.4	63,960	21.4	2,589
(2)無形固定資産							
1. 営業権		—		2,400		—	
2. ソフトウェア		5,000		2,500		—	
3. 電話加入権		669		821		821	
無形固定資産合計			5,669	1.9	5,721	1.9	821
(3)投資その他の資産							
1. 投資有価証券		2,051		1,977		1,977	
2. 破産更生債権等		3,132		3,132		—	
3. 長期前払費用		—		—		463	
4. 保険積立金		5,045		5,323		5,632	
5. 差入保証金	※1	4,371		9,431		5,491	
6. 会員権		—		—		1,980	
貸倒引当金		△2,659		△2,659		—	
投資その他の資産 合計			11,940	4.0	17,204	5.8	15,545
固定資産合計			81,502	27.3	86,885	29.1	18,955
資産合計			298,589	100.0	298,216	100.0	355,031

区分	注記 番号	第29期 (平成15年6月30日)		第30期 (平成16年6月30日)		第31期 (平成17年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形		79,425		85,705		85,924	
2. 買掛金		83,521		74,759		118,522	
3. 短期借入金		29,800		—		—	
4. 1年以内返済予定 長期借入金	※1	20,880		22,632		11,952	
5. 未払金		1,309		3,575		5,389	
6. 未払費用		1,783		1,336		1,884	
7. 未払法人税等		1,678		4,300		15,075	
8. 未払消費税等		1,749		1,862		6,536	
9. 預り金		4,715		4,738		6,371	
10. その他		31		153		—	
流動負債合計		224,894	75.3	199,062	66.7	251,657	70.9
II 固定負債							
1. 長期借入金	※1	35,790		56,670		39,658	
2. その他		200		200		—	
固定負債合計		35,990	12.1	56,870	19.1	39,658	11.2
負債合計		260,884	87.4	255,932	85.8	291,315	82.1
(資本の部)							
I 資本金	※4	10,000	3.3	10,000	3.4	10,000	2.8
II 利益剰余金							
1. 利益準備金		5,000		5,000		5,000	
2. 任意積立金							
別途積立金		18,000		18,000		20,000	
3. 当期未処分利益		4,704		9,283		28,716	
利益剰余金合計		27,704	9.3	32,283	10.8	53,716	15.1
資本合計		37,704	12.6	42,283	14.2	63,716	17.9
負債資本合計		298,589	100.0	298,216	100.0	355,031	100.0

2 【損益計算書】

区分	注記 番号	第29期 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)		第30期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)		第31期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			810,683	100.0		833,950	100.0		1,179,414	100.0
II 売上原価			624,800	77.1		653,199	78.3		900,758	76.4
売上総利益			185,882	22.9		180,750	21.7		278,656	23.6
III 販売費及び一般管理費	※1		165,615	20.4		161,691	19.4		188,270	15.9
営業利益			20,267	2.5		19,059	2.3		90,386	7.7
IV 営業外収益										
1. 受取利息		107			98			7		
2. 受取配当金		18			22			6		
3. 不動産賃貸収入		2,336			4,432			4,371		
4. 助成金収入		1,058			—			—		
5. その他		331	3,852	0.5	182	4,736	0.5	517	4,902	0.4
V 営業外費用										
1. 支払利息		3,025			2,598			1,483		
2. 手形売却損		634			92			4		
3. 不動産賃貸原価		1,653	5,313	0.7	3,545	6,236	0.7	5,006	6,494	0.6
経常利益			18,806	2.3		17,559	2.1		88,794	7.5
VI 特別利益										
1. 貸倒引当金戻入益		—	—	—	—	—	—	50	50	0.0
VII 特別損失										
1. 固定資産除却損	※2	—			9			14		
2. 固定資産売却損	※3	12,896			—			42,324		
3. 店舗閉鎖損失	※4	—			—			8,085		
4. 役員退職慰労金		—			8,600			—		
5. 投資有価証券評価損		614			—			—		
6. 投資有価証券売却損		—			70			—		
7. 貸倒引当金繰入額		2,659	16,170	2.0	—	8,680	1.0	—	50,424	4.3
税引前当期純利益			2,635	0.3		8,878	1.1		38,419	3.3
法人税、住民税及び事業税			1,400	0.2		4,300	0.5		14,986	1.3
当期純利益			1,235	0.1		4,578	0.5		23,433	2.0
前期繰越利益			3,468			4,704			5,283	
当期未処分利益			4,704			9,283			28,716	

3 【利益処分計算書】

		第29期 (株主総会承認日 平成18年5月12日)		第30期 (株主総会承認日 平成18年5月12日)		第31期 (株主総会承認日 平成18年5月12日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)		金額 (千円)	
I 当期末処分利益			4,704		9,283		28,716
II 利益処分額							
1. 配当金		—		2,000		2,000	
2. 役員賞与金		—		—		3,000	
(うち監査役賞与金)		(—)		(—)		(—)	
3. 任意積立金							
(1) 別途積立金		—	—	2,000	4,000	15,000	20,000
III 次期繰越利益			4,704		5,283		8,716

(注) 平成18年5月12日に開催された臨時株主総会において、第29期、第30期及び第31期の決算の修正が承認されました。

重要な会計方針

項目	第29期 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	第30期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	第31期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 移動平均法による原価法 を採用しております。	同左	同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	—	—	個別法による原価法を採用 しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しておりま す。なお、主な耐用年数は 以下のとおりです。 建物 15～60年 (2)無形固定資産 定額法を採用しておりま す。ただし、自社利用のソ フトウェアについては、社 内における利用見込可能期 間（5年）に基づく定額法 を採用しております。	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 定額法を採用しておりま す。ただし、営業権につい ては5年間の均等償却、自 社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用 見込可能期間（5年）に基 づいて償却しております。	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるた め、一般債権については法 人税法に規定する法定繰入 率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別 に債権の回収可能性を検討 し、回収不能見込額を計上 しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
5. 収益の計上基準	(1) 媒体広告売上 雑誌・新聞については広告 掲載日、テレビ・ラジオに ついては、放送日によって おります。 (2) 販促物納入売上 販促物の納入日によってお ります。	(1) 媒体広告売上 同左 (2) 販促物納入売上 同左	(1) 媒体広告売上 同左 (2) 販促物納入売上 同左
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主 に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース 取引については、通常の賃貸 借取引に係る方法に準じた会 計処理によっております。	同左	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

注記事項
(貸借対照表関係)

第29期 (平成15年6月30日)	第30期 (平成16年6月30日)	第31期 (平成17年6月30日)																																										
<p>※1.</p> <p>(1) 長期借入金の担保として次の資産を供しております。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>30,075千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>30,721</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60,797</td> </tr> </table> <p>担保付債務は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>1年以内返済予定長期借入金</td> <td>8,040千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,540</td> </tr> </table> <p>(2) 広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入れております。</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,200千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>761</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,961</td> </tr> </table>	建物	30,075千円	土地	30,721	計	60,797	1年以内返済予定長期借入金	8,040千円	長期借入金	6,500	計	14,540	現金及び預金	2,200千円	差入保証金	761	計	2,961	<p>※1.</p> <p>(1) 長期借入金の担保として次の資産を供しております。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>12,551千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>13,100</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25,651</td> </tr> </table> <p>担保付債務は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>1年以内返済予定長期借入金</td> <td>3,240千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,050</td> </tr> </table> <p>(2) 広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入れております。</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,200千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>761</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,961</td> </tr> </table>	建物	12,551千円	土地	13,100	計	25,651	1年以内返済予定長期借入金	3,240千円	長期借入金	810	計	4,050	現金及び預金	2,200千円	差入保証金	761	計	2,961	<p>※1.</p> <p>(1) —</p> <p>(2) 広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入れております。</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,200千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>1,461</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,661</td> </tr> </table>	現金及び預金	2,200千円	差入保証金	1,461	計	3,661
建物	30,075千円																																											
土地	30,721																																											
計	60,797																																											
1年以内返済予定長期借入金	8,040千円																																											
長期借入金	6,500																																											
計	14,540																																											
現金及び預金	2,200千円																																											
差入保証金	761																																											
計	2,961																																											
建物	12,551千円																																											
土地	13,100																																											
計	25,651																																											
1年以内返済予定長期借入金	3,240千円																																											
長期借入金	810																																											
計	4,050																																											
現金及び預金	2,200千円																																											
差入保証金	761																																											
計	2,961																																											
現金及び預金	2,200千円																																											
差入保証金	1,461																																											
計	3,661																																											
※2. 受取手形割引高 8,086千円	※2. —	※2. —																																										
※3. —	※3. —	※3. 広告物の制作等は工程毎にそれぞれの外注先を使用しております。よって制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。																																										
<p>※4. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <table> <tr> <td>授権株式数</td> <td>普通株式</td> <td>32,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式</td> <td>20,000株</td> </tr> </table>	授権株式数	普通株式	32,000株	発行済株式総数	普通株式	20,000株	<p>※4. 同左</p>	<p>※4. 同左</p>																																				
授権株式数	普通株式	32,000株																																										
発行済株式総数	普通株式	20,000株																																										

(損益計算書関係)

第29期 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	第30期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	第31期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																																						
<p>※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は65%、一般管理費に属するおおよその割合は35%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>19,650千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>78,468千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>12,024千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,053千円</td></tr> <tr><td>支払賃借料</td><td>16,547千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,000千円</td></tr> </table>	役員報酬	19,650千円	給与手当	78,468千円	法定福利費	12,024千円	減価償却費	3,053千円	支払賃借料	16,547千円	貸倒引当金繰入額	1,000千円	<p>※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は65%、一般管理費に属するおおよその割合は35%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>20,650千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>73,606千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>10,634千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,447千円</td></tr> <tr><td>支払賃借料</td><td>13,828千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>850千円</td></tr> </table>	役員報酬	20,650千円	給与手当	73,606千円	法定福利費	10,634千円	減価償却費	3,447千円	支払賃借料	13,828千円	貸倒引当金繰入額	850千円	<p>※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は61%、一般管理費に属するおおよその割合は39%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>18,850千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>82,053千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>11,394千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,058千円</td></tr> <tr><td>支払賃借料</td><td>15,980千円</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>11,751千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>250千円</td></tr> </table>	役員報酬	18,850千円	給与手当	82,053千円	法定福利費	11,394千円	減価償却費	3,058千円	支払賃借料	15,980千円	保険料	11,751千円	貸倒引当金繰入額	250千円
役員報酬	19,650千円																																							
給与手当	78,468千円																																							
法定福利費	12,024千円																																							
減価償却費	3,053千円																																							
支払賃借料	16,547千円																																							
貸倒引当金繰入額	1,000千円																																							
役員報酬	20,650千円																																							
給与手当	73,606千円																																							
法定福利費	10,634千円																																							
減価償却費	3,447千円																																							
支払賃借料	13,828千円																																							
貸倒引当金繰入額	850千円																																							
役員報酬	18,850千円																																							
給与手当	82,053千円																																							
法定福利費	11,394千円																																							
減価償却費	3,058千円																																							
支払賃借料	15,980千円																																							
保険料	11,751千円																																							
貸倒引当金繰入額	250千円																																							
<p>※2. —</p>	<p>※2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>車両運搬具</td><td>9千円</td></tr> </table>	車両運搬具	9千円	<p>※2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>車両運搬具</td><td>14千円</td></tr> </table>	車両運搬具	14千円																																		
車両運搬具	9千円																																							
車両運搬具	14千円																																							
<p>※3. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物</td><td>11,994千円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>802千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td>99千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>12,896千円</td></tr> </table>	建物	11,994千円	土地	802千円	工具器具備品	99千円	計	12,896千円	<p>※3. —</p>	<p>※3. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物</td><td>12,888千円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>28,921千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>514千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>42,324千円</td></tr> </table>	建物	12,888千円	土地	28,921千円	その他	514千円	計	42,324千円																						
建物	11,994千円																																							
土地	802千円																																							
工具器具備品	99千円																																							
計	12,896千円																																							
建物	12,888千円																																							
土地	28,921千円																																							
その他	514千円																																							
計	42,324千円																																							
<p>※4. —</p>	<p>※4. —</p>	<p>※4. 店舗閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>借店舗敷金解約損</td><td>1,560千円</td></tr> <tr><td>借店舗保証金解約損</td><td>3,500千円</td></tr> <tr><td>営業権償却</td><td>2,000千円</td></tr> <tr><td>建物除却損</td><td>1,025千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>8,085千円</td></tr> </table>	借店舗敷金解約損	1,560千円	借店舗保証金解約損	3,500千円	営業権償却	2,000千円	建物除却損	1,025千円	計	8,085千円																												
借店舗敷金解約損	1,560千円																																							
借店舗保証金解約損	3,500千円																																							
営業権償却	2,000千円																																							
建物除却損	1,025千円																																							
計	8,085千円																																							

(リース取引関係)

第29期 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	第30期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	第31期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)																																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4,720</td> <td>2,346</td> <td>2,373</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>9,000</td> <td>5,050</td> <td>3,950</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,720</td> <td>7,396</td> <td>6,323</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	車両運搬具	4,720	2,346	2,373	工具器具備品	9,000	5,050	3,950	合計	13,720	7,396	6,323	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>9,700</td> <td>285</td> <td>9,415</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>9,000</td> <td>6,850</td> <td>2,150</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18,700</td> <td>7,135</td> <td>11,565</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	車両運搬具	9,700	285	9,415	工具器具備品	9,000	6,850	2,150	合計	18,700	7,135	11,565	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>9,700</td> <td>1,425</td> <td>8,275</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3,000</td> <td>2,650</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,700</td> <td>4,075</td> <td>8,625</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	車両運搬具	9,700	1,425	8,275	工具器具備品	3,000	2,650	350	合計	12,700	4,075	8,625
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																															
車両運搬具	4,720	2,346	2,373																																															
工具器具備品	9,000	5,050	3,950																																															
合計	13,720	7,396	6,323																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																															
車両運搬具	9,700	285	9,415																																															
工具器具備品	9,000	6,850	2,150																																															
合計	18,700	7,135	11,565																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																															
車両運搬具	9,700	1,425	8,275																																															
工具器具備品	3,000	2,650	350																																															
合計	12,700	4,075	8,625																																															
(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 4,280千円 1年超 2,364千円 合計 6,645千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 3,236千円 1年超 9,113千円 合計 12,349千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,648千円 1年超 7,465千円 合計 9,113千円																																																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 3,254千円 減価償却費相当額 2,679千円 支払利息相当額 557千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,769千円 減価償却費相当額 2,378千円 支払利息相当額 295千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 3,314千円 減価償却費相当額 2,940千円 支払利息相当額 231千円																																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																

(有価証券関係)

第29期 (平成15年6月30日)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1) 株式	762	1,010	248
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	762	1,010	248
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1) 株式	1,288	1,248	△40
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,288	1,248	△40
合計		2,051	2,259	208

(注) 1. 「前事業年度 (自平成17年7月1日 至平成18年6月30日) の財務諸表等追加情報」に記載いたしましたように、第31期 (自平成16年7月1日 至平成17年6月30日) 以前においては、金融商品会計基準を適用しておりません。本項目については、参考情報として、貸借対照表計上額と時価との差額を記載しております。

2. 「時価が貸借対照表計上額を超えないもの」の貸借対照表計上額1,288千円のうち208千円については、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損614千円を計上しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成14年7月1日 至平成15年6月30日)
該当事項はありません。
5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	1,842

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

第30期（平成16年6月30日）

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1) 株式	1,977	3,757	1,780
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,977	3,757	1,780
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,977	3,757	1,780

(注) 「前事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）の財務諸表等追加情報」に記載いたしましたように、第31期（自平成16年7月1日 至平成17年6月30日）以前においては、金融商品会計基準を適用しておりません。本項目については、参考情報として、貸借対照表計上額と時価との差額を記載しております。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成15年7月1日 至平成16年6月30日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
3	—	70

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	1,977

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

第31期（平成17年6月30日）

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1) 株式	1,977	3,706	1,729
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,977	3,706	1,729
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,977	3,706	1,729

(注) 「前事業年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）の財務諸表等追加情報」に記載いたしましたように、第31期（自平成16年7月1日 至平成17年6月30日）以前においては、金融商品会計基準を適用しておりません。本項目については、参考情報として、貸借対照表計上額と時価との差額を記載しております。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成16年7月1日 至平成17年6月30日）
該当事項はありません。
5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	1,977

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第29期 (自平成14年7月1日 至平成15年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

第30期 (自平成15年7月1日 至平成16年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

第31期 (自平成16年7月1日 至平成17年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

	第29期 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	第30期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	第31期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は特定退職金共済制度に加入しております。	同左	同左
2. 退職給付債務に関する事項	退職給付債務は、特定退職金共済制度が確定拠出であるため、残高はありません。	同左	同左
3. 退職給付費用に関する事項	特定退職金共済掛金(千円) 1,164	特定退職金共済掛金(千円) 1,168	特定退職金共済掛金(千円) 1,159

(税効果会計関係)

第29期 (平成15年6月30日)

当社は、税効果会計を適用していないため、該当事項はありません。

第30期 (平成16年6月30日)

当社は、税効果会計を適用していないため、該当事項はありません。

第31期 (平成17年6月30日)

当社は、税効果会計を適用していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第29期 (自平成14年7月1日 至平成15年6月30日)

持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

第30期 (自平成15年7月1日 至平成16年6月30日)

持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

第31期 (自平成16年7月1日 至平成17年6月30日)

持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

第29期（自平成14年7月1日 至平成15年6月30日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び 個人主要 株主	浅井一	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 87.0 (注2)	—	—	当社の銀行 借入及び手 形割引に対 する債務被 保証	94,556 (注3、 5)	—	—
								リース債務 に対する債 務被保証	9,593 (注4、 5)	—	—
								本社及び青 森営業所建 物賃貸契約 にかかる債 務被保証	— (注5)	—	—
								金銭の貸付	17,000 (注6)	—	—
								金銭の貸付 に伴う利息 の受取	91 (注7)	受取利息	—

(注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 事業年度末における被所有割合を表示しております。

3. 事業年度末における、被保証の対象となっている借入残高を表示しております。

4. 事業年度末における、被保証の対象となっているリース契約の、リース料支払予定残高を表示しております。

5. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の金融機関に対する債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。

6. 当期中に発生した貸付金総額を記載しております。なお、期末日における残高はありません。

7. 利率の決定にあたっては、一般金利動向に従い決定しております。

第30期（自平成15年7月1日 至平成16年6月30日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員及び 個人主要 株主	浅井一	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 87.0 (注2)	—	—	借入債務に 対する債務 被保証	76,940 (注3、 5)	—	—
								リース債務 に対する債 務被保証	17,726 (注4、 5)	—	—
								本社及び青 森営業所建 物賃貸契約 にかかる債 務被保証	— (注5)	—	—
								金銭の貸付	9,300 (注6)	—	—
								金銭の貸付 に伴う利息 の受取	89 (注7)	受取利息	—
役員及び主 要株主が議 決権の過半 数を所有し ている会社	(株)イーラ イフ (注8)	札幌市 中央区	10,000	飲食店経 営	—	兼任 1名	—	営業及び資 産負債の譲 受	(注9)	(注9)	—

- (注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 事業年度末日における被所有割合を表示しております。
 3. 事業年度末日における、被保証の対象となっている借入残高を表示しております。
 4. 事業年度末日における、被保証の対象となっているリース契約の、リース料支払予定残高を表示しております。
 5. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 当社の金融機関に対する債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。
 6. 当期中に発生した貸付金総額を記載しております。なお、期末日における残高はありません。
 7. 利率の決定にあたっては、一般金利動向に従い決定しております。
 8. 浅井一が同社の主要株主であり、代表取締役就任しております。
 9. 当事業年度中に(株)イーライフより譲渡を受けた資産及び負債は下記のとおりであり、取引金額は譲受時の同社の帳簿価額によっております。

流動資産	1,600千円
固定資産	4,900
投資その他の資産	5,060
資産計	11,560
流動負債	3,440千円
固定負債	8,120
負債計	11,560

第31期（自平成16年7月1日 至平成17年6月30日）

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び 個人主要 株主	浅井一	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 87.0 (注2)	—	—	借入債務に 対する債務 被保証	49,800 (注3、 5)	—	—
								リース債務 に対する債 務被保証	14,160 (注4、 5)	—	—
								本社及び青 森営業所建 物賃貸契約 にかかる債 務被保証	— (注5)	—	—

(注) 1. 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 事業年度末日における被所有割合を表示しております。

3. 事業年度末日における、被保証の対象となっている借入残高を表示しております。

4. 事業年度末日における、被保証の対象となっているリース契約の、リース料支払予定残高を表示しております。

5. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の金融機関に対する債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

項目	第29期 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	第30期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	第31期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
1株当たり純資産額(円)	1,885.23	2,114.17	3,185.84
1株当たり当期純利益金額 (円)	61.80	228.95	1,021.66
	なお、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額に ついては、潜在株式が存在 しないため記載しておりま せん。	同左	同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	第30期 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	第31期 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
当期純利益(千円)	1,235	4,578	23,433
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	3,000
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)	(3,000)
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,235	4,578	20,433
期中平均株式数(株)	20,000	20,000	20,000

(重要な後発事象)

第29期(自平成14年7月1日 至平成15年6月30日)
該当事項はありません。

第30期(自平成15年7月1日 至平成16年6月30日)
該当事項はありません。

第31期(自平成16年7月1日 至平成17年6月30日)
該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成17年9月30日	浅井 一	札幌市東区	特別利害関係者等 (当社代表取締役) (大株主上位10名)	浅井 亮介	札幌市東区	特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族) (大株主上位10名) (注) 4	300 (注) 5	— (注) 6	贈与
平成17年9月30日	浅井 一	札幌市東区	特別利害関係者等 (当社代表取締役) (大株主上位10名)	浅井 昇平	札幌市東区	特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族) (大株主上位10名) (注) 4	300 (注) 5	— (注) 6	贈与
平成18年1月5日	浅井 一	札幌市東区	特別利害関係者等 (当社代表取締役) (大株主上位10名)	浅井 亮介	札幌市東区	特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族) (大株主上位10名)	1,700 (注) 5	— (注) 6	贈与
平成18年1月5日	浅井 一	札幌市東区	特別利害関係者等 (当社代表取締役) (大株主上位10名)	浅井 昇平	札幌市東区	特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族) (大株主上位10名)	1,700 (注) 5	— (注) 6	贈与

- (注) 1. 当社は、証券会員制法人札幌証券取引所「アンビシャス」への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第15条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」という。)第14条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日(平成17年7月1日)から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者(以下「当社」という。)の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱い要領2(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は上場前公募等規則第16条並びに上場前公募等規則の取扱い第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとし、幹事金融商品取引業者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事金融商品取引業者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

- (4) 金融商品取引業者（外国金融商品取引業者を含む。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該株式譲受により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
 5. 平成18年6月30日付をもって普通株式1株を5株に分割しておりますが、上記移動株数は分割前の株数で記載しております。
 6. 移動価格は、代表取締役の同族関係者間での贈与のため、無償で行っております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成18年11月29日	平成18年11月30日	平成18年11月30日	平成18年11月30日
種類	普通株式	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	120,000株	17,700株	9,000株	15,000株
発行価格	500円 (注) 3.	500円 (注) 3.	500円 (注) 3.	500円 (注) 3.
資本組入額	500円	250円	250円	250円
発行価額の総額	60,000千円	8,850千円	4,500千円	7,500千円
資本組入額の総額	60,000千円	4,425千円	2,250千円	3,750千円
発行方法	第三者割当	平成18年11月15日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条、第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年11月15日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条、第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年11月15日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条、第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1.	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

- (注) 1. 証券会員制法人札幌証券取引所の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第17条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」という。)第15条の規定に基づき、当社が上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日(平成18年7月1日)以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当を行っている場合には、当社は割当を受けた者(以下「取得者」という。)との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており、また、同取引所の定める「上場前公募等規則」第19条並びに「上場前公募等規則の取扱い」第18条の規則に基づき、当社が上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において新株予約権の割当を行っている場合には、当社は、割当を受けた者との間で、書面により「上場前公募等規則」第19条の規定の適用を受ける新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所から当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。当社が同規定に基づく書面の提出を行わないときには、同取引所は上場申請の不受理または受理の取り消し措置をとることとされており、
2. 当社は、割当を受けた当社の役員及び従業員との間で、割当を受けた新株予約権を原則として新株予約権の取得日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで継続的に所有する旨の確約を行っております。また、割当を受けた社外協力者との間で、割当を受けた新株予約権を原則として新株予約権の発行日から上場日以降6ヶ月間を経過する日(当該日において新株予約権の発行日以降の1年間を経過していない場合には、新株予約権の発行日以降1年間を経過する日)まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
3. 発行価格は、時価純資産価格法により算出した価格を基礎として決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権
行使時の払込金額	500円
行使請求期間	新株予約権①②については 平成20年11月16日から平成23年6月30日まで 新株予約権③については 平成18年12月1日から平成25年6月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社の役員あるいは従業員の地位にあることを要する。</p> <p>その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書により決定するものとする。</p> <p>また、新株予約権①②については、権利の譲渡、質権の設定及びその他の処分は認めないものとする。</p>

2【取得者の概況】

(1) 平成18年11月29日を発行日とする第三者割当増資

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
(株) パートナーズ 代表取締役 浅井美清 資本金9百万円	札幌市東区伏古7条3丁目1-28	財産保全会社	16,200	8,100,000 (500)	特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) (注) 1.
(株) 北海道銀行 取締役頭取 堰八 義博 資本金93,500百万円	札幌市中央区大通西4丁目1番地	銀行業	14,000	7,000,000 (500)	当社の取引銀行 (注) 1.
(株) カネマツ 代表取締役 大滝 雅之 資本金50百万円	神戸市中央区明石町32	遊技場業	10,000	5,000,000 (500)	当社の取引先 (注) 1.
日本アジア投資(株) 代表取締役 立岡 登與次 資本金24,293百万円	東京都千代田区永田町2丁目13-5	投資事業	10,000	5,000,000 (500)	— (注) 1.
(株) 北洋銀行 取締役社長 横内 龍三 資本金71,100百万円	札幌市中央区大通西3丁目11番地	銀行業	10,000	5,000,000 (500)	当社の取引銀行 (注) 1.
森岡 幸人	札幌市中央区	会社役員	10,000	5,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の監査役) (注) 1.
浜谷 貴子	札幌市白石区	会社員	10,000	5,000,000 (500)	当社の従業員 (注) 1.
合資会社 土肥商店 無限責任社員 土肥 聡一 出資金10百万円	札幌市中央区南2条西6丁目5番地	小売業	7,000	3,500,000 (500)	当社の取引先
本間 広則	札幌市北区	会社役員	6,000	3,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役) (大株主上位10名)
工藤 禎	札幌市西区	会社役員	6,000	3,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
横濱 敦	札幌市中央区	会社役員	4,000	2,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
ダイニチキャピタル&ホープ(株) 代表取締役 佐藤 信也 資本金10百万円	札幌市中央区南2条西7丁目4番地1	不動産事業	3,000	1,500,000 (500)	当社の取引先
(株) ゲッティ 代表取締役 太田 雅人 資本金150百万円	東京都港区南青山3丁目18番地5号NOB南青山ビル3F	メディア事業	2,000	1,000,000 (500)	当社代表取締役の知人の会社
中島 雅人	札幌市豊平区	会社役員	2,000	1,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
富樫 紀夫	東京都千代田区	会社員	2,000	1,000,000 (500)	当社代表取締役の知人
乗田 雅史	札幌市東区	会社員	2,000	1,000,000 (500)	当社の従業員
堀 浩久	札幌市西区	会社員	1,200	600,000 (500)	当社の従業員
松橋 孝志	札幌市北区	会社員	1,200	600,000 (500)	当社の顧問
志田 真郷	札幌市手稲区	会社役員	1,000	500,000 (500)	当社の取引先の代表取締役
船橋 弘毅	青森県東津軽郡平内町	会社員	1,000	500,000 (500)	当社の従業員
塚原 俊彦	札幌市中央区	会社員	600	300,000 (500)	当社の従業員
門馬 謙次	札幌市中央区	会社員	400	200,000 (500)	当社の従業員
柴田 広	札幌市豊平区	会社員	200	100,000 (500)	当社の従業員
木村 有希	札幌市北区	会社員	100	50,000 (500)	当社の従業員
宮田 信幸	札幌市西区	会社員	100	50,000 (500)	当社の従業員

(注) 1. 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. ダイニチキャピタル&ホープ(株)は、平成19年9月25日付でホープハウジングローン(株)に商号変更しております。

(2) 平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議及び平成18年11月24日開催の取締役会決議に基づく新株予約権(第1回)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
塚原 俊彦	札幌市中央区	会社員	2,500	1,250,000 (500)	当社の従業員
浜谷 貴子	札幌市白石区	会社員	2,500	1,250,000 (500)	当社の従業員
門馬 謙治	札幌市中央区	会社員	2,200	1,100,000 (500)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
堀 浩久	札幌市西区	会社員	1,500	750,000 (500)	当社の従業員
島崎 素美	北海道石狩市	会社員	1,500	750,000 (500)	当社の従業員
中川 由悟	札幌市豊平区	会社員	1,500	750,000 (500)	当社の従業員
麻原 伸也	札幌市厚別区	会社員	1,500	750,000 (500)	当社の従業員
柴田 広	札幌市豊平区	会社員	1,000	500,000 (500)	当社の従業員
船橋 弘毅	青森県東津軽郡平内町	会社員	1,000	500,000 (500)	当社の従業員
乗田 雅史	札幌市東区	会社員	1,000	500,000 (500)	当社の従業員
木村 有希	札幌市北区	会社員	500	250,000 (500)	当社の従業員
かむろ あずさ	札幌市中央区	会社員	500	250,000 (500)	当社の従業員

(注) 退職により権利が喪失した付与者については記載していません。

(3) 平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議及び平成18年11月24日開催の取締役会決議に基づく新株予約権(第2回)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
中島 雅人	札幌市豊平区	会社役員	3,000	1,500,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
工藤 禎	札幌市西区	会社役員	2,500	1,250,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
横濱 敦	札幌市中央区	会社役員	2,500	1,250,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
中村 博文	札幌市中央区	会社役員	1,000	500,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(4) 平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議及び平成18年11月24日開催の取締役会決議に基づく新株予約権（第3回）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
浅井 一	札幌市東区	会社役員	10,000	5,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社代表取締役) (大株主上位10名)
本間 広則	札幌市北区	会社役員	5,000	2,500,000 (500)	特別利害関係者等 (当社常務取締役) (大株主上位10名)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
浅井 一 (注) 1. 2.	札幌市東区	211,000 (10,000)	45.75 (2.17)
本間 広則 (注) 2. 3.	札幌市北区	50,000 (5,000)	10.84 (1.08)
浅井 亮介 (注) 2. 4.	札幌市東区	30,000	6.50
浅井 昇平 (注) 2. 4.	札幌市東区	30,000	6.50
(株) パートナーズ (注) 2. 5.	札幌市東区伏古7条3丁目1-28	16,200	3.51
(株) 北海道銀行 (注) 2.	札幌市中央区大通西4丁目1番地	14,000	3.04
浜谷 貴子 (注) 2. 8.	札幌市白石区	12,500 (2,500)	2.71 (0.54)
(株) カネマツ (注) 2.	神戸市中央区明石町32	10,000	2.17
日本アジア投資(株) (注) 2.	東京都千代田区永田町2丁目13-5	10,000	2.17
(株) 北洋銀行 (注) 2.	札幌市中央区大通西3丁目11番地	10,000	2.17
森岡 幸人 (注) 2. 7.	札幌市中央区	10,000	2.17
工藤 禎 (注) 6.	札幌市西区	8,500 (2,500)	1.84 (0.54)
合資会社 土肥商店	札幌市中央区南2条西6丁目5番地	7,000	1.52
横濱 敦 (注) 6.	札幌市中央区	6,500 (2,500)	1.41 (0.54)
中島 雅人 (注) 6.	札幌市豊平区	5,000 (3,000)	1.08 (0.65)
塚原 俊彦 (注) 8.	札幌市中央区	3,100 (2,500)	0.67 (0.54)
ホープハウジングローン(株)	札幌市中央区南2条西7丁目4番地1	3,000	0.65
乗田 雅史 (注) 8.	札幌市東区	3,000 (1,000)	0.65 (0.22)
堀 浩久 (注) 8.	札幌市西区	2,700 (1,500)	0.59 (0.33)
門馬 謙次 (注) 8.	札幌市中央区	2,600 (2,200)	0.56 (0.48)
(株) ゲッティ	東京都港区南青山3丁目18番地5号NOB南青山ビル3F	2,000	0.43
富樫 紀夫	東京都千代田区	2,000	0.43

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
船橋 弘毅 (注) 8.	青森県東津軽郡平内町	2,000 (1,000)	0.43 (0.22)
麻原 伸也 (注) 8.	札幌市厚別区	1,500 (1,500)	0.33 (0.33)
島崎 素美 (注) 8.	北海道石狩市	1,500 (1,500)	0.33 (0.33)
中川 由悟 (注) 8.	札幌市豊平区	1,500 (1,500)	0.33 (0.33)
柴田 広 (注) 8.	札幌市豊平区	1,200 (1,000)	0.26 (0.22)
松橋 孝志	札幌市北区	1,200	0.26
志田 真郷	札幌市手稲区	1,000	0.22
中村 博文 (注) 7.	札幌市中央区	1,000 (1,000)	0.22 (0.22)
木村 有希 (注) 8.	札幌市北区	600 (500)	0.13 (0.11)
かむろ あずさ (注) 8.	札幌市中央区	500 (500)	0.11 (0.11)
宮田 信幸 (注) 8.	札幌市西区	100	0.02
計	—	461,200 (41,200)	100.00 (8.93)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等 (当社の常務取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の二親等内の血族)

5. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

6. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

7. 特別利害関係者等 (当社の監査役)

8. 当社の従業員

9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

10. ()は、会社法第236条、第238条、第239条に基づく新株予約権 (ストックオプション) に伴う潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書


平成20年1月11日

株式会社インサイト
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス


指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

堀 俊 介 

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

大 塚 克 幸 

当監査法人は、証券会員制法人札幌証券取引所の定める「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インサイト（旧社名 大利広告株式会社）の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイト（旧社名 大利広告株式会社）の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は従来、販売費及び一般管理費に計上していた広告及び印刷物のデザイン等の制作に係る費用について、売上原価に計上する方法に変更した。
2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなるため、この会計基準により財務諸表を作成している。
3. 重要な会計方針 5. 引当金の基準(2)役員賞与引当金に記載されているとおり、会社は当事

業年度より「役員賞与に関する会計基準」を適用しているため、この会計基準により財務諸表を作成している。

4. 追加情報に記載されているとおり、会社は当事業年度より金融商品会計基準を適用しているため、この会計基準により財務諸表を作成している。
5. 追加情報に記載されているとおり、会社は当事業年度より税効果会計を適用しているため、この会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書


平成20年1月11日

株式会社インサイト
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス


指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堀 俊 介 

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

大塚 克 幸 

当監査法人は、証券会員制法人札幌証券取引所の定める「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インサイトの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイトの平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上